

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	経済協力			番号	⑬				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		3年度 当初予算額		4年度 概算要求額	
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費		170,330,472		185,617,702	
	一般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費		1,017,979		1,026,383	
	小 計				一般会計	171,348,451		186,644,085	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると 整理できるもの	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運 営費	独立行政法人国際協力機構運営費 交付金に必要な経費		150,659,997		163,458,848	
	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施 設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整 備に必要な経費		990,830		1,896,363	
	小 計				一般会計	151,650,827		165,355,211	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	322,999,278		351,999,296	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

施策Ⅵ-1 経済協力

令和3年度政策評価書

(外務省2-VI-1)

施策名	経済協力					
施策目標	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p> <p>また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。</p>					
施策の概要	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>					
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協力大綱(平成27年2月10日 閣議決定) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定) ・第201回国会施政方針演説(令和元年1月20日) 六 外交・安全保障 (積極的平和主義) (国際社会の課題解決) ・第201回国会外交演説(令和元年1月20日) ・成長戦略(令和元年6月21日 閣議決定) ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日 閣議決定) ・インフラシステム輸出戦略(令和元年6月3日 改訂) 					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	313,426	316,696	317,255	317,196
		補正予算(b)	17,540	3,016	59,444	
		繰越し等(c)	6,911	10,677	△20,349	
		合計(a+b+c)	337,877	330,388	356,350	
執行額(百万円)		337,583	329,793	355,656		
同(分担金・拠出金)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	6,038	5,803
		補正予算(b)	-	-	35,834	
		繰越し等(c)	-	-	0	
		合計(a+b+c)	-	-	41,872	
執行額(百万円)		-	-	41,872		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の平成29・30・令和元年度目標の達成状況(注2)	*1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	b
		*2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	b
		*3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	b
		*4 連携の強化	b
		5 国民の理解促進、開発教育の推進	b
		6 国際協力事業関係者の安全対策の強化	a
		7 主要個別事業の事後評価結果	b

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び平成30・令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と中国の主導する一帯一路構想など、広域経済構想の下で、ともすれば競合的なインフラ投資等の開発が展開される中、「質の高いインフラ投資」という原則がG20等の成果文書としてまとめられたことは、日本の経済協力の理念を国際展開する上で重要な成果だったといえる。 ・(特に東南アジアにおける) 海上執行能力向上の支援が明記され、進展がみられることにつき、積極的な評価に値する。 ・測定指標3以降の諸施策につき、特にSociety5.0、地方創生、次世代・女性エンパワーなどは、それぞれ首肯しうる大事な価値と考える一方、それらを諸外国にむけて統合的な上位価値として受容させるコンセプト——それは、英語になるかどうか別として質高社会とか、欧州流のハーモナイズアップ原則など、時代精神を一つ先に進める包括的概念にまとめ切る能力——に昇華しきれていない点が、欧州などとの相違として、もう少し深刻に意識されてもよいかと思う。普遍的に納得しうる打ち出しをして初めて、日本が主導しているという外交イメージ、ひいてはヘゲモニーにつながることから、このあたりもう一工夫するのが望ましい。 ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障、民間アクターを含む戦略的かつ自律的な国際開発協力を実施していく上で、コロナ・パンデミックの状況下における日本のワクチン共同調達の枠組み「COVAX」への財政的貢献(計10億ドル供与)努力のファクトを明確化することは、「開かれたインド太平洋」を目指し、米中対立の狭間で日本の「戦略的自律性」高める観点からも、その意義は大きい。 ・測定指標5について、オンラインで実施することで開催形式や可能性が広がったとのことであるが、今後も継続する余地はあるか。感染症蔓延下の柔軟な対応については高い評価を与えてもよい。 ・測定指標によって、「施策の進捗状況・実績」の書きぶりに精粗がある。たとえば測定指標6「国際協力事業関係者の安全対策の強化」においては、施策の進捗や実績について、定量指標を用いながら具体的に記述されているのに対し、その他の測定指標においては、定量指標を用いた記述が徹底されておらず、一部に記述が概括的なものが見受けられる。
------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>国際協力局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	--------------	----------------------	---------------

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

平成30年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなり得るような施設・機材の供与を推進する。

(2) また、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、②雇用創出、能力構築、③社会・環境考慮、④被援助国の財政健全性を含む経済開発戦略との整合性、⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え、開放性や透明性を確保した形での質の高いインフラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。

(3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

(4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

(1) 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば平成30年には、東京で防災・気象関連や電力安定供給の技術を学ぶ研修を行った。防災・気象関連では、日本の災害経験も踏まえ、災害発生前の予防段階における防災への支援を重視した研修を行い、災害に強靱なインフラ投資を推進している。また、インドに対して、鉄道省を対象に定時運行に定評のある我が国の鉄道システムの理解のための研修や高速鉄道の運営能力強化に取り組んだ。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進については、平成30年9月に質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント（日本・EU・国連共催）を開催した。日本からはFOIPを説明しつつ、米国を含むパートナーと協力してこの構想を推進していることを紹介した上で、G20議長国就任を見据え、「質の高いインフラ」を国際社会が共有する国際スタンダードとして確立させ、同構想の柱の一つである質の高いインフラを通じた連結性の強化について取り組む旨表明した。同イベントには、経済協力開発機構（OECD）、国際通貨基金（IMF）、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）といった国際機関だけでなく、インドネシア、フィリピンを含む途上国やEU、米国といった先進国から政府関係者や実務関係者約70名が参加し、「質の高いインフラ」の重要性が再確認された。

さらに、11月のAPEC貿易・投資委員会において、「APECインフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が改定され、インフラ開発・投資において満たすことが推奨される「透明性」、「開放性」、「経済性」、「対象国の財政健全性」等の要素を、APECにおいて初めて取りまとめた。また、12月のG20ブエノスアイレス・サミットにおいても質の高いインフラに関する令和元年の進捗を期待する旨を首脳宣言で確認した。

(3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアのオルカリア地熱発電所の整備等に関する有償資金協力を実施し

た。

(4) 官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」の実施を決定し、10月にミャンマー政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、ミャンマーにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

(5) 令和元年6月のG20大阪サミットを見据え、上記(2)の国連サイドイベントでの貢献に加え、G20開発作業部会を平成31年1月及び3月、日本において主催し、質の高いインフラに係る原則を策定すべく、質の高いインフラのスタンダード化に係る議論を牽引した。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力(地方活性化特別枠)」において、平成30年度は11.06億円(22案件)が採択された。また、タイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」参画企業の(株)とかち製菓は、マレーシアへの技術協力及びネットワークづくりを行うとともに、ハラル対応和菓子輸出を拡大させるなど、中小企業の海外展開支援にもつながった。なお、同社のこれらの取組が高く評価され、「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞した。

中小企業の海外展開支援事業では、平成30年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証(・ビジネス化)事業あわせ118件を採択した。そのうち、地域活性化を目的に新設された「地域産業集積海外展開推進枠」についても3件採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、コンゴ共和国、ギニアビサウ、レソト、ブルンジに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介した日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいては、11月、日ASEAN首脳会議において、平成30年度からの5年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の立ち上げを発表し、同イニシアティブに基づくアジア各国の産業人材育成の取組を開始した。

2年目を迎えた高度外国人材の育成・環流事業であるイノベティブ・アジア事業では、対象国であるアジアの途上国12か国(インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)全てから、74名を受け入れたほか、短期研修も実施し、42名を受け入れた。

日本的経営の普及では、日本人材開発センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは10か月間の経営塾コースの需要が高く、平成21年開始時の年間1コース16名から年間4コース120名にまで規模が拡大した。平成30年度には、同コースの修了者で構成されるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問、日本企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、JICAが初めて(独)中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施し、日本企業105社・ベトナム企業32社(うち、28社が経営塾生)が参加し、224件の商談を設定した。カンボジアでの日本センターの起業家育成として10社を対象にアクセレレータープログラムを実施し、うち3社が日本でのクラウドファンディングに成功し目標の資金調達を実現した。

日本型工学教育の普及については、日越大学第三期生入学・一期生57名卒業(日系企業への就職、日本国内での進学者多数)、拠点大学間の連携強化(SEED-Net共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化)、日本式工学教育導入(マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等)、共同研究・産学連携の促進(インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか)等、着実に進展した。

アフリカでは、平成25(2013)年に安倍総理大臣から、5年間で1,000人の若者を受け入れる旨表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)」を通じ、同イニシアティブを開始した平成26年から平成30年までに、JICAを通じて1,200人を超える研修生を日本に受け入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学(JKUAT)に設置された汎アフリカ大学(PAU: Pan African University)の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院(PAUSTI)の教育・研究能力の強化支援を通じ、平成30年度に25か国97人の修士・博士課程(うち博士課程は8か国19人)卒業生を輩出した。現在は36か国210人(修士及び博士課程)が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの留学生の工学系大学院受入れでは、平成30年度は8名の留学生が新たに入学した(計8か国28名)。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、平成 30 年度は計 34 名の修了生を輩出し、これまでに計 94 名の工学修士、132 名の工学博士を輩出した。

中南米においては、アルゼンチンにて、品質管理・生産性の向上のための総合的な手法として有用な「カイゼン」を活用し、国立工業技術院（INTI）の能力向上や同国企業の競争力向上に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

(1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には G 7 伊勢志摩原則や G 20 杭州サミット首脳宣言等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性について、国際社会で認識を共有する。

(3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への世界の一員としての貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。

(4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、廃棄物処理等）や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

(1) 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和元年には、我が国の港湾開発及び運営管理の取組を学ぶ港湾戦略運営研修の一環として、第三国での「在外補完研修」がタイで実施され、アジア、大洋州、アフリカの国々から港湾局職員が参加した。

(2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。

- ・ 6月のG20 大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」を承認。これに先立ち、G20 開発作業部会において開発当局間でも「質の高いインフラ投資」の開発側面の主要要素をまとめ、原則策定プロセスにインプットした。

- ・ 8月のG7 ピアリッツ・サミットにおいて、G20 原則に留意した公共調達における透明性向上の重要性を含む成果文書を採択した。

- ・ 8月のTICAD 7において、質の高いインフラの重要性を含む「横浜宣言 2019」を採択。官民インフラセミナー（国交省ほか主催、外務省協賛）において質の高いインフラ整備の重要性についてアフリカ閣僚級を含む参加者で議論した。

- ・ 11月のASEAN 首脳会議において、議長声明では日本の質の高いインフラパートナーシップ・輸出拡大イニシアティブの取組を歓迎し、併せて、質の高いインフラを柱とする対 ASEAN 海外投融資イニシアティブを発表した。

(3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアで国連工業開発機関（UNIDO）と連携し、IoT 技術を活用して地熱

発電所の運営維持管理能力を向上させるための技術協力案件を形成するとともに、円借款事業として地熱発電所を建設するなどしている。コスタリカでは、円借款事業として地熱発電所を8月に完工し、さらに新規の地熱発電所も建設している。

(4) 官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」の実施を決定し、令和2年3月にカンボジア政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、カンボジアにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）」において、令和元年度は8.8億円（16案件）が採択された。また、福井県若狭町と同町の地場企業である西野工務店は「チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」を実施した。その結果、JICA有償資金協力「ナムグムダム第一水力発電所拡張事業」に必要な本邦企業の現地工場及び事務所建設を同職業訓練校が受注し、育成した人材の活躍により納期内の完工につながった。また、これらの成果を受けて同工務店は現地法人を立ち上げる予定で、育成した人材の一層の活躍が期待されている。さらに、現地の人材育成のため、若狭町の空き家改修事業を通じて技術を習得するOJT型の研修を実施した。これら空き家は今後古民家福祉施設として活用される予定であり、同町の空き家対策推進につなげることも検討中である。

中小企業の海外展開支援事業では、令和元年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業あわせ143件を採択した。そのうち、TICAD7の貢献策の一環として実施したアフリカの開発課題の貢献に資するビジネス案の応募勸奨に対しては、「アフリカ課題提示型」の案件25件を採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、カンボジア、ギニアビサウ、レソトに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助を実施した。

3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、日本企業進出及び各国における「質の高い成長」の推進につなげた。

アジアにおいては、平成30年11月の日ASEAN首脳会議で発表した、平成30年度からの5年間でアジア地域における8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」に基づき、アジア各国の産業人材育成の取組を開始した。タイでは、日本独自の教育システムである高専（高等専門学校）を設立して、日本と同水準の高専教育を実施すべく協力を進めている。ベトナムでは、日越大学一期生57名が卒業し、日系企業に就職する者、日本国内で進学する者等多数を輩出した。第三期生も80名が入学し、今後が期待される。また、中央アジア諸国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン）の高等専門学校及び工学系大学の関係者に対し、日本型の実践的な工学教育や産官学の連携に関する日本国内での研修を行った。このほか、拠点大学間の連携強化（SEED-Net共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化）、日本式工学教育導入（マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等）、共同研究・産学連携の促進（インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか）等も着実に進展した。

アフリカでは、TICADVで安倍総理大臣が表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」を通じ、令和元（2019）年までに、JICAを通じて1,285人の研修生を日本に受け入れた。8月のTICAD7では、ABEイニシアティブを継続して産業人材を6年間で3,000人育成することを発表した。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を通じ、令和元年度に27か国114人の修士・博士課程（うち博士課程は44人）修了生を輩出した。現在は35か国246人（修士及び博士課程）が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの工学系大学院留学生として令和元年度は115人が新たに入学した（計34か国、博士課程は38人）。

中東では、エジプト・日本科学技術大学（E-JUST）において、令和元年度は計29名の修了生を輩出し、これまでに計108名の工学修士、174名の工学博士を輩出した。また、アフリカ計4か国10名の留学生（修士6人、博士4人、令和2年2月時点）を受け入れている。

令和2年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途

上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・定着、個別プロジェクトに反映・実践していく。さらに、途上国でG20原則が着実に定着するように、技術協力を通じた能力構築支援を実施する。
- (3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。
- (4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開

- (1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和2年度には、フィリピンにて実施している「鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト」において、鉄道事業の運営等に係る遠隔研修を行い、同国の鉄道分野の人材育成に貢献している。
- (2) 質の高いインフラの国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
 - ・サウジアラビア議長国下のG20開発作業部会で、「地域連結性のための質の高いインフラに関するG20ガイドライン」に合意し、首脳宣言で承認した。
 - ・各国が政策を立案し、実施する際に考慮すべき事項等を纏めた「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」をOECDが作成。11月、我が国とOECDの共催で、グッド・プラクティス集の完成を記念するイベントを開催し、我が国からコロナ禍における質の高いインフラの重要性について発信した。
 - ・11月のASEAN首脳会議の議長声明において質の高いインフラ投資の重要性を改めて表明し、インフラ整備を通じた連結性強化のため、日・ASEAN連結性イニシアティブの立上げを発表した。
- (3) パリ協定の目標達成の観点から、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ投資を推進した。その一環として、例えば令和3年3月、海外投融資にて、インドの気候変動対策事業（再生可能エネルギー事業、省エネ事業、電気自動車推進事業）に対して融資契約を締結した。
- (4) 官民連携案件の推進については、バングラデシュ経済特区庁（BEZA）が実施する「外国直接投資促進事業」に対してEBF（Equity Back Finance）円借款の事業を実施している。EBF円借款とは、日本企業と途上国政府が共同出資により特別目的会社（SPC）を設立し、同SPCを通じてインフラ整備を行う場合に、途上国政府が支払う出資金の原資をJICAが融資（バックファイナンス）する制度であり、本件を通じて、日本企業の海外展開が促進され、バングラデシュ経済特区にて日本の優れた技術やノウハウが共有されることが期待される。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）」において、令和2年度は8.8億円（16案件）が採択された。今回採択された「宮

「崎一バングラデシュ ICT 人材育成事業」は、これまで宮崎市はじめ産学公の協力の下で実施されてきたバングラデシュ向け技術協力「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」の流れを汲むもので、同プロジェクトは宮崎市内企業による多くのバングラデシュ人 ICT 技術者の採用や、ICT 企業の宮崎市内への誘致に貢献しているため、今後新たな事業の下でさらなる展開が期待される。

中小企業の海外展開を支援する JICA「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」では、令和 2 年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を合わせ、第 1 回公示では 62 件を採択し、第 2 回公示でも 54 件を採択している。なお、第 2 回公示では、新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となったことを踏まえ、従来の海外渡航による調査を前提とした「一般型」に加え、日本国内での調査活動及び現地人材の活用を主とする遠隔実施型のどちらかを企業が選択できる募集形式とした。また、新型コロナウイルス関連では、7 月、JICA は途上国における感染拡大の影響による社会構造の変化と新たなビジネス機会の把握を目的として、「ポスト COVID-19 社会」の実現に資する民間企業の製品・技術・サービスを募集し、保健医療、経済インフラ等の 4 分野で計約 40 件を採択した。採択案件については、各国での販路拡大に向けた現地ニーズと課題調査を JICA が行い企業にフィードバックしていく。

3 産業人材育成

アジアでは、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で発表した平成 30 年度からの 5 年間でアジア地域における 8 万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」に基づき、アジア各国の産業人材を育成した。また、バングラデシュに対し、日本市場を念頭においた ICT 人材育成プログラムのモデル形成を支援したほか、インドに対し、日本流の経営手法による同国の製造業の基盤強化を目的とした経営幹部育成を支援した。

アフリカでは、TICAD V で安倍総理大臣が表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)」を通じ、令和 3 年 2 月末までに、JICA を通じて約 1,371 人 (令和 2 年度は 86 名) の研修生を日本に受け入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT) に設置された汎アフリカ大学 (PAU: Pan African University) の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院 (PAUSTI) の教育・研究能力の強化支援を通じ、令和 2 年度に約 30 か国 45 人の修士・博士課程 (うち博士課程は 13 人) 修了生を輩出した。令和 3 年 2 月末時点では 40 か国 249 人 (修士及び博士課程) が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの工学系大学院留学生として令和 2 年度は 96 人が新たに入学した (計 33 か国、博士課程は 34 人)。

中東では、エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST) において、令和 2 年度は計 51 名 (修士 7 名、博士 44 名、令和 3 年 2 月末時点) の修了生を輩出し、これまでに計 115 名の工学修士、218 名の工学博士を輩出した。また、同大学ではアフリカ計 9 か国 40 名の留学生 (修士 37 名、博士 3 名、令和 3 年 2 月末時点) を受け入れている。

4 その他特記事項

新型コロナ感染拡大を受けた対応として、アジア太平洋地域を中心とする途上国の感染拡大防止や経済活動の維持・活性化を支えるため、2 年間で最大 5,000 億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を創設 (その後、枠を 7,000 億円に拡充) した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況: b

測定指標 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

中期目標 (一年度)

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

平成 30 年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員的能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する

機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 我が国は、より安定的な国際環境の形成及び我が国と基本的価値を共有する国々との関係強化のため、それら諸国における法の起草・改正や、司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の経済制度整備支援を実施してきた。

東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、ミャンマー、ラオスにおいては、平成30年度に後継案件を新たに開始したほか、ラオスにおいては、長年の協力の成果として、初の民法典が成立した。ネパールでは、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。また、法執行能力強化支援については、JICAを通じ、インドネシア、ミャンマーに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化については、JICAを通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応し得る人材や体制強化に貢献した。

欧州では、アルメニアにおいて、国連開発計画(UNDP)と連携し、選挙制度の改革を行うため、有権者認証装置の整備や中央選挙管理委員会の能力強化に向けた支援を実施した。

アフリカにおいては、仏語圏アフリカ諸国対象7か国(セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ)の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を行うことにより、捜査機関及び司法機関の能力の強化並びに連携促進を通じて、越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り、もって同地域における平和と安定の実現に貢献した。ギニアビサウに対しては、透明性・信頼性の高い選挙実施を図るため、UNDPと連携し、選挙実施に必要な機材供与等を行った。

(2) 海上法執行能力の強化等の平和と安定の確保はFOIPの大きな柱の一つであり、我が国にとって重要な海上交通の安全確保からの観点も含め、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化した。

東南アジアにおいては、技術協力プロジェクトを通じ、フィリピンの沿岸警備隊、マレーシアの海上法執行機関であるマレーシア海上法令執行庁(MMEA)に派遣されている長期専門家が引き続き能力構築支援を実施した。また、フィリピンでは、複数回にわたり、ODAにより供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が沿岸警備隊に対して技術支援を実施した。

太平洋地域においては、JICAを通じ、太平洋島嶼国12か国の担当職員向けに、違法・無報告・無規制(IUU)漁業の抑止のための研修を米国とも連携し実施した。また、フィジーにおいては、災害発生時の人命救助・捜索等の初動業務及び、沿岸海域の海洋保全と同域内での救命・捜索業務等を担っているフィジー警察に対して、海上保安関連機材を供与する無償資金協力の交換公文(E/N)を締結した。

アフリカでは、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また、海上保安庁の協力の下、捜

査資機材取扱実習などの日本の海上保安の知識・ノウハウ等を学ぶ海上保安政府機関担当者向けの研修を実施した。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。

南西アジアでは、パキスタン北部のハイバル・パフトゥンハー州において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、アフガン難民への法的支援、保健支援、及び同難民とホストコミュニティの若年層に対する職業支援を、また、世界食糧計画（WFP）と連携し、アフガン難民及びホストコミュニティに対する栄養補助食品の配布や栄養・保健研修等の栄養支援をそれぞれ実施した。また、UNDP と連携し、同州の旧連邦直轄部族地域（FATA）において、平成 26 年のパキスタン軍テロ掃討作戦で生じた国内避難民の帰還開始を受けて、同地域のインフラ修復、帰還者生計改善、及びコミュニティの社会的結束力強化等の支援を実施した。

日本は、平成 28 年の「難民及び移民に関する国連サミット」において表明した平成 28 年から平成 30 年の 3 年間で総額 28 億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援及び受入国（地域）支援を行うとの方針に基づき、シリア難民流入による人口増加に伴う環境汚染や衛生面での問題を抱えるヨルダンに対する廃棄物処理中継基地及び最終処分場機材整備の支援を始め、中東・アフリカ地域等で関連支援実施し、表明した金額の支援を実施している。

アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官、大学教員の 25 人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者 29 人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては、安心して留学生生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況に鑑み、日本での就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

南スーダン等の周辺国から約 120 万人の難民を受け入れているウガンダの西ナイル地域において、地方行政能力の向上を図る技術協力を実施したほか、同地域の 2 か所の難民居住区をつなぐ橋の建設による両居住区間の移動円滑化及び保健センターや学校といった社会サービス・市場へのアクセス改善といった支援を決定した。

ベネズエラの経済社会情勢悪化による国外避難民等の発生を受け、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受入れ地域に対して医療機材や生活資材供与、難民・移民及び受入地域住民の生活安定化支援を実施した。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援として、フィリピンのミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援の継続に加え、これまでの支援の知見をいかし、バンサモロ基本法成立を受け、自治を一步進めた暫定移行政府設立のための移行準備支援（政府組織設計のための技術支援等）を実施した。また、平成 29 年 5 月の治安衝突で被災したミンダナオ島マラウィ市の再建を支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手したほか、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無償資金協力）」の E/N も締結した。

平成 29 年 8 月からのミャンマー・ラカイン州北部における治安情勢悪化に対処するため、日本政府は、複数の国際機関（UNDP、UNHCR、国連人間居住計画（UNHabitat）、UNICEF、WFP、国連人口基金（UNFPA）等）を通じ、食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む人道・開発支援やクイック・インパクト・プロジェクト（QIP）の実施に向けた支援などを行い、同地域の一層の人道状況改善、生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に滞在するミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し、WFP と連携して E バウチャー（注）を活用した食料支援を実施したほか、避難民流入により負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）生体情報を含む個人情報を登録したカードを裨益者に配布し、同カード内に月毎に定められた金額を WFP が入金し、カード所持者が WFP と連携した地域小売店から特定の食材購入を可能にするシステム。

中東（アフガニスタン、イラク、シリア及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン及び南スーダン）地域においては、国連機関等（国連 PKO 局地雷対策サービス部（UNMAS）、赤十字国際委員会（ICRC））を通じ、地雷除去、地雷被害者支援や武器管理等の取組を実施し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

地雷・不発弾対策支援については、カンボジア地雷対策センター（CMAC）の知見を活用した地雷・

不発弾処理能力向上に係る南南協力（イラクやコロンビアにおける第三国研修）を実施した。また、ラオスの不発弾対策機関（UXO Lao）の能力向上（透明性が確保されたプロセスに基づく除去計画策定のための手法の普及等）を目的とした「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト（技術協力）」を開始した。ジョージアでは、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、爆発性戦争残存物（ERW）を除去するための支援を実施した。スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4件の地雷除去に関する支援を実施した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で4名（フィリピン1名、マレーシア3名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。フィリピンに関しては、さらに、我が国が供与した巡視船を活用する形で、海上保安庁とフィリピンの海上法執行機関との間で海賊対策の合同演習を実施した。タジキスタン南部のアフガニスタンとの国境を接する地域において、UNDP と連携し、国境管理施設の建設、国境管理整備機材の供与及び国境管理能力強化に係る研修等の支援を実施した。

ガーナに対しては、西アフリカにおける最多の日本企業進出国であることを踏まえ、同国の警察当局の機動性及び能力の向上を図るため、治安対策機材（警察車両、無線システム等）の供与を実施した。

マリ、ブルキナファソに対しては、テロが多数発生している現状を踏まえ、治安維持対策の強化を図るため、同国空港に設置するX線検査装置や、同国治安省が使用する車両等の供与を実施した。

(2) 暴力的過激主義への対処を目的とした、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、中央アフリカに対して、帰還難民、元武装勢力戦闘員、若者及び女性を含む社会的弱者、地方行政者等を対象に、社会経済統合や武装勢力への回帰防止を図るため、職業訓練、生計向上支援及びガバナンス研修等を行った。

令和元年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州から流出した避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラ

オスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、インドネシア、ベトナムにおいては、平成31年度／令和元年度、現行案件に続く新規案件の形成を行った。また、法執行能力強化支援については、JICAを通じ、警察庁及び都道府県警の協力の下、インドネシア、東ティモールに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力、ミャンマーに対する警察幹部能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化支援については、JICAを通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応しうる人材や体制強化に貢献した。

中央アジアでは、キルギスにおいて、UNDPと連携し、女性や社会的弱者の参画を含む公正な選挙制度の確立に向けて、選挙管理委員会職員の能力向上や選挙関連機材の整備に関する支援を行った。ネパールにおいて、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。

アフリカでは、仏語圏アフリカ諸国7か国（セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ）の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を平成30年度に引き続き行った。これにより、捜査機関及び司法機関の能力強化が図られ、連携促進につながり、越境犯罪を始めとする同地域の共通課題への対応が強化されたことにより、同地域における平和と安定の実現に貢献した。マリにおいては、司法刑事能力強化のための機材整備支援を決定した。またギニアビサウやエチオピアに対しては、UNDPと連携し選挙機材の供与等を行い、平和定着の礎となる公正な選挙の実施に貢献した。そのほか、公務員の能力強化支援として、ガーナに対して、若手行政官育成支援を行った。

欧州では、ウクライナにおいて、民主主義の回復に不可欠な報道の自由を確保するため、ソフト面から正確、中立かつ公正な番組コンテンツの改善、スタッフの能力向上に資する支援を実施するとともに、ハード面でも放送用資機材の供与を決定した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のためには諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要であり、こうした目的に資する機材供与、能力構築支援の一環として、アフリカでは、セーシェル、コモロ、モーリシャスに対して巡視艇の供与を決定した。また、ケニア、コモロ、セーシェル、マダガスカル及びモーリシャスのインド洋アフリカ諸国5か国に対し、FAOと連携し、船舶機材等の供与のほか、漁業管理や海上保安に関する研修等、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策を通じた海上保安の向上に資する支援を決定した。さらに、セーシェルに対し、海上保安施設の建設を支援することにより、麻薬取引・違法漁業・海賊の取締りの強化を図ったほか、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。そのほか、海上保安庁の協力のもと、アフリカ諸国等における海上犯罪対処能力の向上を図るため、研修を実施した。

東南アジアにおいては、インドネシアで、漁業取締当局の能力向上のため、水産庁所属の漁業取締船の贈与に係る交換公文等を締結し、また海上保安機構に対し、海上犯罪取締に係る能力向上のための技術協力を令和2年から開始することとなった。

太平洋地域においては、パラオにおいて、同国の海上安全等のため、航路標識を整備する無償資金協力の交換公文を締結した。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、WFP、IOM、UNHCR、ICRC等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援に加え、若者等への啓発・研修活動を通じた紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イラン及び周辺の途上国に対して、WFP、IOM、UNHCR、国際赤十字赤新月社連盟（IFRC）を通じて、感染症拡大防止・予防のための医療従事者等への技術支援や医療施設への物資支援等の緊急支援を実施した。

また、アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官等30人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者22人を留学生として受け入れた。またパレスチナに対しては、教育及び生活環境の改善のための支援を行った。

(2) ミンダナオ島マラウィ市の再建支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画（無償資金協力）」に基づく道路の復旧・復興に着手に続き、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業（有償資金協力）」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画（無

償資金協力)」の交換公文を締結した。さらに、フィリピン・バンサモロ暫定自治政府の能力開発支援等のため、国際機関と連携し、上水分野、農業分野、保健・電力分野、元女性兵士の社会復帰分野の支援のための交換公文も締結した。

また、平成 29 年 8 月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した避難民・国内避難民問題に対処するため、複数の国際機関（UNHCR、WFP、IOM、ICRC 等）を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む開発支援を行い、同地域の一層の人道状況改善、国内避難民の生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に逃れてきたこれら避難民に対しては、WFP と連携して E バウチャー（注）を活用した食料支援を継続実施したほか、避難民流入により農業用水の慢性的な枯渇等の負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

（注）平成 30 年度「施策の進捗状況・実績」の注のとおり。

パキスタンでは、北部のハイバル・パフトゥンハー州新併合地域において、UNDP と連携し、モデル警察署の建設、地域別年次警察計画の策定、現地部族警察への研修等、平和構築のための法の支配強化に関する支援を行った。さらに、同国におけるアフガン難民及びホストコミュニティに対して、UNHCR と連携し、保健、教育、水及び衛生環境改善のための支援を行った。

また、ベネズエラの経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関（UNHCR、IOM、WFP）との連携及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受け入れ地域に対して民生環境の改善支援や食料支援を行った。

シリアに対しては、国内での人道危機の改善を図るべく、WHO と連携し医療資機材を供与し、また UNHCR と連携し脆弱な人々の保護活動強化のための支援を行ったほか、UNDP と連携して緊急的な基本インフラの修復支援を決定した。

このほか、社会安定化・平和構築支援として、ハイチ及びネパールに対して、食糧援助や、WFP と連携し、学校給食提供のための施設整備や学校給食普及に向けた能力構築等の支援を行った。

地雷・不発弾対策支援については、ベトナムで草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた地雷及び不発弾除去支援を実施した。同国ではさらにベトナム戦争後の大きな課題である枯葉剤による汚染土壌除染のために、ダイオキシン汚染土壌を分析・評価する関連機材を無償資金協力にて供与した。また、スリランカ北部において、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4 件の地雷除去支援を実施した。欧州ではコソボ、中東では、アフガニスタン、レバノンに対して、またアフリカでは、アンゴラ、ジンバブエ、スーダンに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去のための支援を実施した。そのほかにも、国連機関等（UNMAS、ICRC）を通じた地雷除去支援も実施しており、中東（アフガニスタン、イラク、シリア、パレスチナ、レバノン、イエメン及びヨルダン）・アフリカ（ソマリア、スーダン、南スーダン、ニジェール、マリ及びナイジェリア）地域において、地雷の被害を予防するための啓発活動、地雷除去、リハビリ支援を含む地雷被害者支援や武器管理等の取組を継続し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

（1）海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で 4 名（フィリピン 1 名、マレーシア 3 名）に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト（技術協力）」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。また、マレーシアに対して、治安機関のテロ対処能力強化に係る技術協力を新たに開始した。

中央アジア諸国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン）においては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と連携し、国境連絡事務所の機能強化や、関係機関職員の能力強化に向けた支援を行った。また、ウズベキスタンにおいて、国境管理・薬物対策能力の強化に向けた支援を行った。

南西アジアでは、4 月に同時爆破テロ事案が発生するなどテロ・治安対策の強化が喫緊の課題となっているスリランカに加え、パキスタン、モルディブに対しても、貨物検査設備の整備や、テロ・治安対策機材（警察車両、液体検査装置等）の供与を行った。

中南米では、ジャマイカに対して、違法漁業や麻薬・銃器等の密輸取締りのため、パトロール艇の供与を行った。

アフリカにおいては、ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、マリ、チャド、モーリタニアなどに対する治安対策機材の供与を決定した。

中東においては、ヨルダンに対しアカバ税関の検査機能強化に関する支援を行い、麻薬、銃器、

爆発物等の流入防止、更には国内及び地域周辺の治安安定化に寄与している。また、治安維持対策が課題となっているチュニジアに対し、国境管理機能を向上し同国及び地域の安定化を図るべく、治安対策機材の供与を決定した。

また、国境管理機材などの治安関連の機材整備や人材育成等を通じアフリカにおける制度構築とガバナンス強化を後押しするべく、東部アフリカにおける貿易円滑化や国境管理能力向上を目的として、国連プロジェクトサービス機関（UNOPS）と連携した支援を行うことを決定した。

このほか、IOMを通じた中東及びアフリカへの支援として、レバノン、ヨルダン、ウガンダ、ガンビア、ギニア、ケニア、ジブチ、マダガスカル、マリにおいて国境管理支援も実施した。ケニアでは日本のイノベーション技術を活用した顔認証システムを導入し、関係者の研修も行っている。

(2) 暴力的過激主義への対処を目的とした若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、モロッコに対して受刑者の出所後の就労意欲を促すべく刑務所内で職業訓練を行うための資機材の供与を決定した。

令和2年度目標

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 我が国は平成10年以降、技術協力等を通じたラオスの法制度整備支援に一貫して取り組んでおり、ラオス初の民法典が平成24年から6年以上にわたる起草支援を経て平成30年12月にラオス国民議会で承認され、令和2年5月に施行された。この他、ベトナム、カンボジア、インドネシア、モンゴル等の国々において相手国政府の主体性を尊重しながら法整備支援を進めている。

また、スリランカに対し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、自由かつ公正な総選挙実施のための研修や啓発活動に関する支援を実施したほか、アフリカでは、コートジボワールや中央アフリカに対して、UNDPと連携し選挙機材の供与等を行い、平和定着の礎となる公正な選挙の実施に貢献した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のためには、諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。こうした目的に資する機材供与、能力構築支援の一環として、アジアでは、海上法執行能力強化に係る取組として、フィリピン沿岸警備隊に対して多目的船10隻を供与し、現在、新たに多目的船2隻を供与すべく調整を進めている。ベトナムに対しては、巡視船6隻を供与すべく調整を進めているほか、9月よりベトナム海上警察（VCG）に対し、海上法執行や捜索共助分野での能力向上支援を行っている。マレーシアでは、マレーシア海上法令執行庁に対して組織立上げから海上法執行能力向上まで一貫した支援を行っている。さらに、インドネシア海上保安機構（「バカムラ」）に、海上保安庁が法執行能力向上のための研修を実施している。モルディブに対しては、海上での救難・救助事案への対応や治安対策のため、海洋救助コーディネーションセン

ターの建設や海上保安機材の供与に関する支援を行った。

アフリカでは、モザンビークへの海難救助関連機材の供与を決定したほか、マダガスカルへの海上保安機材の供与を決定した。ジブチに対しては、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また、モーリシャスに対して、海難防止及び流出油防除体制の強化に係る情報収集確認調査を実施した。そのほか、海上保安庁の協力のもと、アフリカ諸国等における海上犯罪対処能力の向上を図るため、研修を実施した。

2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、WFP、IOM、UNHCR、ICRC等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行ったほか、労働の対価として食料を配給する Food-for-Work を利用した農業インフラ整備、学校給食を通じた人的資源開発や、難民受入れにより負担が増しているコミュニティに対する生計支援を行った。中東・アフリカ・アジアにおいて、治安状況の悪化、武力衝突等を受けて発生した難民や避難民、更にはそれらの人々を受け入れるホストコミュニティに対して、社会安定化の観点も踏まえつつ、緊急無償資金協力を通じて、食料配布、シェルター（共同避難所）及び援助物資の提供、メンタルヘルスサービスの提供、保健施設の改修、安全な水や医療サービスへのアクセスの確保等の支援を実施した。また、シリアやイエメンにおける長期化する人道危機に対しても、越冬支援や食料支援を行うとともに、干ばつやサバクトビバッタといった自然災害に起因する食料危機に対しても、主に国連世界食糧計画（WFP）を通じた緊急無償資金協力を実施した。バングラデシュのコックスバザール県において、ミャンマーからの避難民への食糧支援及びホストコミュニティの小規模農家に対する生計向上支援を実施したほか、アフガン難民が多く居住するパキスタンのバロチスタン州、ハイバル・パフトゥンハー州及びパンジャブ州において、UNHCR と連携の下、アフガン難民及びホストコミュニティの児童が通う学校の増築・改築や女子教育促進、並びに両コミュニティのための職業訓練施設改修等の支援を実施した。また、ベネズエラにおいては、経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関（IOM、UNICEF）と連携し、ベネズエラ国内及び周辺国の難民・移民受入れ地域に対して民生環境の改善支援や食糧支援を行った。さらに、中米北部トライアングル（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス）からメキシコを経由し米国を目指す不法移民の問題に関し、国際機関（IOM、WFP）と連携し、グアテマラに対して帰還移民受入れ体制強化のための若年層に対する職業訓練・起業教育、ホンジュラスに対して貧困世帯への水源確保・食糧援助等の支援を行った。アフガニスタンからは、同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官 34 人を、またシリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者 16 人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては、安心して留学生生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況に鑑み、日本で就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

(2) 社会安定化の取組として、IOM を通じ、国境管理強化のための出入国管理システムの整備等を継続的に支援しているが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、国境での検疫能力強化を目的とした物資の調達や、国境管理職員に対する感染症の予防に関する研修等も実施した。地雷対策支援に関し、アフガニスタン、イラク、シリア、ナイジェリア等において、国連地雷対策サービス部（UNMAS）及び ICRC を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行うとともに、スリランカ北部において、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4 件の地雷除去支援を行った。また、フィリピンではミンダナオ平和の進展を後押しすべく、元兵士の社会復帰や保健医療サービスの強化等を支援した。更にアルメニアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去及び地雷回避教育支援を行った。中東では、アフガニスタン、レバノンに対して、またアフリカでは、アンゴラ、ジンバブエに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去のための支援を実施した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

(1) 海外で活躍する日本人の安全確保の観点も踏まえ、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

アジアでは、令和 4 年に ASEAN 議長国を務めるカンボジアに対し、要人警護時のテロ対策能力強化のための支援を、令和 3 年に同議長国であったベトナムに対してテロ対策・治安維持の強化のための支援を決定した。モルディブに対しテロ・治安対策機材の供与、スリランカに対し、違法薬物対策機材の供与を行った。アフリカにおいては、ソマリアに対しソマリア警察の爆発物処理能力強

化に関する支援を行うことで、テロ攻撃及び市民の犠牲の予防を図り、ソマリアの長期的な平和と安定の確保に寄与している。

(2) 若者の過激化防止等に係る支援としては、TICAD 7において表明した「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ (NAPSA)」を具体化する協力として、コンゴ民主共和国に対する無償資金協力「国立職業訓練機構地方拠点拡充計画 (UNOPS 連携)」を実施した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

中期目標 (一年度)

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

平成 30 年度目標

我が国の持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針(平成 28 年 12 月)や「SDGs アクションプラン 2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs 達成に向けた協力

(1) 開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
(2) 人材育成奨学計画 (JDS) や JICA による長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

2 保健 (感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョン」、「TICADVI ナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」(平成 29 年 12 月)を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 食料 (農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA))

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4 女性 (ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成 28 年 5 月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM (理数系) 分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育 (「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、初等教育における地域コミュニティの関与など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策 (「仙台防災協カイニシアチブ」の推進、「世界津波の日」(11 月 5 日)の普及啓発)

「仙台防災協カイニシアチブ」を踏まえ、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

7 水・衛生 (「持続可能な開発のための水の 10 年 (2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応)

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである日本の技術・知見を活用し、平成 30 年 3 月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年 (2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力)

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、環境管理 (リサイクル、廃棄物処理等) への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき、①官民を挙げた SDGs と連動する Society5.0 の推進、②SDGs を原動力とした地方創生、③SDGs の担い手としての次世代と女性のエンパワーメント

を3本柱とした日本の「SDGsモデル」を国内外に展開するとともに、以下の取組を実施した。

1 SDGs達成に向けた協力

(1) 途上国のSDGs達成に向けた取組への協力としては、10月に行われた日メコン首脳会談で、日メコン両地域でのSDGs推進に向けた協力を強化すべく、「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択した。また、インドネシア政府のSDGs達成のための実施体制の強化への協力として、平成31(2019)年3月から「SDGs実施体制強化プロジェクト」を開始。同プロジェクトを通じて、インドネシアのSDGsに係る国家指標の設定、指標達成のための行動計画策定、モニタリング・評価体制の構築を行う予定である。

(2) 途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国(ドナー)としての知見の両面を学ぶ機会を提供するJICA開発大学院連携を平成30年度から本格的に始動し、「SDGsグローバルリーダー・コース」等のプログラムを実施した。また、人材育成奨学計画(JDS)では平成30年度に321名の若手行政官を受け入れ、同プログラムと連携した日本理解プログラムを実施した。

2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

引き続き、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、「TICADVIナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を実施した。

特に、国際機関を通じ、受入国の感染症対策(予防及び対処)、そのための人材育成(能力開発)や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健対策の確立に貢献した。具体的には、三大感染症(HIV/エイズ、結核及びマラリア)対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための取組を実施するGaviへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金(UNFPA)への支援等を実施した。

また、9月の国連総会において、結核と非感染性疾患(NCD)に関するハイレベル会合が開催され、結核ハイレベル会合において国連日本代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導し、合意に導いた。

3 食料(農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA))

IFNAについては、栄養改善の国別取組方針の策定支援やIFNA運営体制の強化を行うとともに、IFNAに貢献する新規技術協力プロジェクトの形成(ナイジェリア、マダガスカル等)や日本国内での研修の実施、栄養改善に貢献する日本人関係者(青年海外協力隊やJICA専門家等)のネットワーク強化を行った。

世界人口が増加傾向にある中、食料安全保障を、開発協力の重要な考え方の一つとする日本は、食糧増産等の支援の一環として、例えば、農業分野においてサブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目的に、「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」等のイニシアティブに協力する形で、同地域各国の実情に合った戦略に基づくコメ増産支援を実施した。

4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成28年5月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM(理数系)分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、安倍総理大臣が第3回国際女性会議WAW!(平成28年12月)で表明した途上国の女性たちの活躍推進支援(平成28年から平成30年までの3年間で総額約30億米ドル以上)を計画どおり完了した。

5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(平成27年9月)に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、6月のG7シャルルボワ・サミットでは、安倍総理大臣から途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育、人材育成支援のため、2億ドル規模の支援を行う旨表明した。

6 防災・津波対策(「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発)

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進め、「2015年~2018年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施」という目標に対して、約50億ドルの協力と7万人の人材育成を達成した。

また、平成 31 年 3 月に G20 開発作業部会の開催と合わせサイドイベントとして「防災アジェンダの達成に向けた展望」と題するセミナーを開催した。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山』などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

9 月のインドネシア・中部スラウェシ州地震による被害に対しては、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の 10 年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

DAC 諸国の水・衛生分野での拠出の 28.7%に上る 6,079 百万ドル（平成 25～平成 29 年拠出ベース）を支援するなど、トップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

9 月、東京で国際水協会（IWA）世界水会議が開催され、下水・衛生施設へのアクセス改善や水質改善のための取組の主流化に向けてアジアの知見の共有を行うとともに、日本の開発経験も踏まえた大都市での水管理のあり方について発信するなど、SDGs 達成に向けた議論に貢献した。第 73 回国連総会第二委員会においては、関係国と連携を図りながら交渉を進めた結果、「国連水と災害に関する特別会議」の成果を尊重する旨の規定が盛り込まれた。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力）

気候変動への適応策・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、これまでに二国間文書に署名している 17 か国のうち、平成 30 年度は、タイ、インドネシア、ベトナム、モンゴル及びラオスの JCM からクレジットが発行された。具体的には、タイでは太陽光発電システム導入により 300 トン、インドネシアでは工場の空調やコンビニエンスストアの省エネ等 4 件のプロジェクトから 705 トン、ベトナムでは国営病院の省エネと環境改善によるグリーンホスピタル事業とホテルの省エネプロジェクトから 1,139 トン、モンゴルでは学校等への高効率熱供給ボイラや太陽光発電を導入する 3 件のプロジェクトから 9,206 トン、ラオスでは省エネ型データセンターの導入プロジェクトから 207 トンのクレジットが発行された。これまでに 43 件（うち平成 30 年度は 17 件）の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV（測定、報告及び検証）方法論が 67 件（うち平成 30 年度は 19 件）承認され、これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。そのほか、緑の気候基金（GCF）については、事実上最大の拠出国として、また理事を輩出する国として GCF 内での発言権を確保し、緩和・適応策の新規支援案件 19 件の採択、GCF の基金管理機関（トラスティ）の正式決定、第一次増資プロセスの立ち上げ等、基金の運営に積極的に貢献した。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、例えば、ガイアナ共和国の「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を対象として 18.48 億円の無償資金協力を実施した。

環境管理においては、海洋プラスチックごみに関し、11 月、ASEAN+3（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で日本は、中国や韓国とも連携し、「3R（リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことを表明した。また、11 月の日・ASEAN 首脳会議において安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

生物多様性保全への取組に関しては、10 月、ロンドンで開催された「第 4 回野生動植物の違法取引に関する国際会議」において、我が国から、国際的な組織犯罪である野生動植物の違法取引への対処の一環として、ゾウ生息国における密猟対策支援を推進していくこと等を表明した。

令和元年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28 年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2019」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs 達成に向けた協力

- （1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
- （2）人材育成奨学計画（JDS）や JICA による長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGs の推進に必要な人材を育成する。その際、「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発

経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、「TICADVIナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)）

アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアチブの検討・推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

新たなイニシアチブを検討し、そのイニシアチブの達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs達成に向けた協力

(1) 途上国のSDGs達成に向けた取組への協力として、6月のG20大阪サミットにおいて、防災、海洋プラスチックごみ、保健、教育のSDGs主要分野についての支援策を発表。また、8月のTICAD7においては、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)拡大とアフリカ健康構想、災害に強い社会づくり、「質の高い教育」の提供、持続可能な都市づくり、令和2(2020)年に向けたスポーツの普及について議論を行い、生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障とSDGsの実現に向けて、強靱かつ持続可能な社会の構築に貢献することを発表した。

(2) 途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA開発大学院連携」構想を推進し、「SDGsグローバルリーダー」（令和元年度は51名が訪日）を始めとする各種研修事業を実施した。また、無償資金協力による人材育成奨学計画(JDS)では、令和元年度に新たに360名の若手行政官が訪日し、同構想に基づく日本理解プログラムを受講した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

(1) 我が国は、UHCの推進に向け、6月のG20大阪サミット及び8月のTICAD7で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にG20大阪サミットでは、UHC達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、9月には、国連で初めてUHCをテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア(PHC)の推進、感染症・非感染性疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全回一致で採択され、UHC達成に向けた政治レベルの強いコミットメントが示された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHCフレンズグループを立ちあげ、共同

議長（タイ、ジョージア）とともに宣言交渉を主導した。

(2) 感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。具体的には、二国間支援として医療機器整備支援（タジキスタン）などを実施した。国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支援を実施し、三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等に貢献した。

(3) また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っている世界保健機関（WHO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関を経由した支援を実施した。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA））

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、サブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目標とする「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」や、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」のイニシアティブに沿う形でニジェール等において支援を実施した。また、IFNA では栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行い、ルワンダ等において支援を実施した。

8月に発表した「TICAD 7における日本の取組」では、これら3つのイニシアティブの更なる推進を表明し、例えばCARDについては、平成30（2018）年までの10年間の目標であるコメ生産量倍増（1,400万トン→2,800万トン）の達成を受けた2030年までの次期目標として更なる倍増（2,800万トン→5,600万トン）を打ち出した。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（科学、技術、工学及び数学）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、第5回国際女性会議 WAW! でのコミットメントに沿い、9月には、スリランカにおいて、女性の地位に係る理解を改善するとともに、モデル地域での職業訓練の実施による女性の起業・就業支援等を実施する無償資金協力「スリランカにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画（G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ）（UN連携／UN Women 実施）」に関する書簡の交換を行った。さらに、G20大阪サミット（6月）の際には、女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントが開催され、首脳宣言の中に、STEM教育へのアクセス改善及びジェンダーに関する固定観念の排除に向けた意識向上を含め、女兒・女性教育及び訓練への支援継続が盛り込まれた。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。文部科学省と連携の下、我が国の知見・経験を活用し、日本型教育の海外展開を支援した。

また、TICAD 7では、理数科教育の拡充や学習環境の改善等を含めた「質の高い教育」の提供を日本の取組として発表した。具体例として、12月に、モザンビークにおける中学校新設や教育機材の整備を行うための無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われた。

日本が議長を務めたG20開発作業部会（DWG）において、教育協力を焦点を当てた議論を行い「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、G20大阪サミットの際に附属文書として発表された。また、6月に行われたSDGs推進本部において、日本独自のイニシアティブとして、2019～2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供するという「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

G20大阪サミットの機会に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に少なくとも500万人が裨益すると想定される洪水対策支援等の実施を表明した。当イニシアティブに基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせ合わせた効果的な防災協力の実施を進めた。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

メキシコの地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）案件「メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究」では、11月にメキシコで開催された「世界津波の日」イベントに参加し、メキシコ国立防災センター（CENAPRED）やコリマ州防災局や警察等とともに、

一般市民向けに分かりやすく防災の取組や地震・津波避難のポイントを説明する移動式防災教室を開催した。また、津波絵画コンクールの表彰式や、国際セミナーにおいて、メキシコ側研究者や防災担当機関関係者とともに日本の海底ケーブルシステムによる津波観測手法や、日本の自治体による津波防災の取組等についても発表を行った。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

OECD 開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野での拠出の27.2%に上る5,855百万ドル（平成26～平成30年拠出ベース）を支援するなど、二か国間援助におけるトップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

サモアへの支援として、沖縄県内の水道事業体による協力の下、首都の約1.8万人が裨益すると見積られる無収水対策、水質管理体制の整備支援、浄水場の維持管理強化による水質改善、及び標準作業手順書（SOP）の作成等による組織全体への技術浸透を実施した。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度（JCM）を推進し、これまでに二国間文書に署名している17か国のうち、令和元年度は、ベトナム（「南部・中部地域の配電網におけるアモルファス高効率変圧器の導入」等4件計2,837トン）、モルディブ（「校舎屋根を利用した太陽光発電システム導入プロジェクト」155トン）、タイ（「半導体工場における省エネ型空調システム及び冷凍機の導入」等2件計2,519トン）、インドネシア（「動力プラントの運用最適化技術」等6件計55,509トン）、カンボジア（「インターナショナルスクールへの超軽量太陽光発電システムの導入」181トン）、サウジアラビア（「塩素製造プラントにおける高効率型電解槽の導入」5,300トン）等7か国のJCMプロジェクトから計66,502トンのクレジット発行が決定された。累計で61件（うち令和元年度18件）のJCMプロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関するMRV（測定、報告及び検証）方法論が80件（うち令和元年度14件）承認され、温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。GCFについては、案件採択や認証機関の承認、事業に関する指針策定等に加え、第1次増資プロセスへの貢献を通じてGCFの運営に積極的に関与してきた。日本は初期拠出（2015-2018年）における15億米ドルの拠出に続き、10月のGCF第1次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCFの活動状況に応じて最大15億米ドルを拠出する意向である旨表明した（日本の累積拠出順位は、英国に次いで第2位）。第1次増資については、これまでに我が国を含む29か国が総額約98億米ドルの拠出を表明している（令和2年3月末時点）。GCFはこれまでに129件の事業を承認し（令和元年度では29件（令和2年3月末時点））、これにより、約16億トンのCO2排出量削減と約3.5億人の裨益が見込まれている。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成27年に発表した「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」（令和2年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、再生可能エネルギー導入支援、防災支援など、ODA及びODA以外の公的資金（OOF）を用いて積極的に支援を進めている。

環境分野においては、海洋プラスチックごみに関し、6月G20大阪サミットの機会に、安倍総理大臣は、令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現のために途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明し、①廃棄物管理（Management of Wastes）②海洋ごみの回収（Recovery）③イノベーション（Innovation）及び④能力強化（Empowerment）を推進するため、令和7（2025）年までに世界中の廃棄物管理人材1万人育成等を柱とする「マリン（MARINE）・イニシアティブ」を立ち上げた。

生物多様性保全分野においては、4月、モザンビークに、ゾウの密猟監視対策のための法執行センター及び象牙保管庫を建設した。

令和2年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年12月）や「SDGsアクションプラン2020」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs達成に向けた協力

- （1）開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。
- （2）JICAによる長期研修の枠組みや人材育成奨学計画（JDS）を活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGsの推進に必要な人材を育成する。その際、

「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。G20 大阪サミット、TICAD 7で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。我が国が開催する「栄養サミット」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

3 食料（農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA))

「TICAD 7における日本の取組」(令和元年8月)を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、CARD、SHEP、IFNAのイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化にむけた包括的な支援を行う。

4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成28年5月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM(理数系)分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」(平成27年9月)やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発)

仙台防災協力枠組及び仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2の達成に向け、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における防災の主流化を促進する。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs 達成に向けた協力

(1) 令和2年11月に開催された第12回日本・メコン地域諸国首脳会議において、民間セクターにおける出融資の促進によるSDGsへの貢献のため、メコン・SDGs出融資パートナーシップを発表し、メコン諸国のSDGs達成に向けた努力を後押ししていくこととした。

また、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」として第1回公示では62件、第2回公示では54件の事業を採択し、SDGs達成に貢献するビジネス(SDGsビジネス)及び開発途上国の抱える課題の解決を図ることとした。こうした取組の他にも、様々な支援を通じ、途上国におけるSDGs達成に貢献するための取組を継続している。

(2) 開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を引き続き推進したことを始め、様々な支援を通じてSDGs達成に貢献する人材を育成した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進）

(1) 令和2年9月の国連総会一般討論演説における菅総理大臣スピーチをはじめ、各種の国際会議等の機会を活用し、UHC達成の重要性について国際社会に向けて発信した。その上で、UHC推進に係

る具体的な取組として、例えばガーナ、セネガル、バングラデシュ、カンボジア、ラオスなどをはじめとする多くの国で母子保健に係る支援を実施したほか、ケニアにおいて、UHC 達成のための保健セクター政策借款を実施するなど、包括的かつ中長期的な視点から UHC の推進に取り組んだ。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、二国間及び国際機関を通じた医療機材の供与や能力構築支援を、かつてないスピードで実施した。そのうち二国間の支援としては、保健・医療体制が脆弱な開発途上国に対する総額 480 億円の無償資金協力による保健医療機材の供与を決定したほか、総額 15 億円の新たな技術協力により、中長期的な保健・医療体制強化のための人材育成等の能力構築支援を実施した。2020 年 4 月には、新型コロナウイルス感染者が発生している諸国に対するアビガン錠供与のための緊急無償資金協力を決定し、12 月 31 日までに 45 か国に供与した。

また、世界全体でのワクチンへの公平なアクセスを確保すべく COVAX ファシリティの形成を主導したほか、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国の 25 か国に対し、ワクチンを最後の一人ひとりに届ける「ラスト・ワン・マイル支援」として、保冷設備や運搬車両等の機材供与等を通じてワールド・チェーンを整備するべく緊急無償資金協力を実施した。

(3) 顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援を実施した。

3 食料 (農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA))

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、TICAD 7 で打ち出した「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」における 2030 年までのサブサハラ・アフリカのコメの生産量の更なる倍増 (2,800 万 t→5,600 万 t)、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ (SHEP)」による 100 万人への裨益、IFNA におけるアフリカの 2 億人の子どもたちへの栄養改善といった目標に沿う形でエチオピア・ルワンダ・ウガンダ等において支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動制限等をうけて、国内外の農産品の流通が停滞することに伴う食料不足・栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、マダガスカル及びジンバブエにおける食料危機やレバノン・ベイルートにおける大規模爆発被害に対する緊急食糧支援を実施した。さらに、ナイジェリアでは日本の技術を活用したワールドチェーンの確立、コートジボワールでは日本伝統のスリミ加工技術の導入、ガーナでは離乳期の子供の栄養サプリメントの供給や栄養教育指導といった支援を実施した。

4 女性 (ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成 28 年 5 月策定)に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進した。具体的には、「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブに資する取組として、海外投融资を通じてメキシコ「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」に融資し、女性事業者等の金融アクセス改善への貢献を図るなど、女性の経済的なエンパワーメントを促進するための取組等を進めた。

5 教育 (「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(平成 27 年 9 月)に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。具体例として、民間連携事業の一環として「ウズベキスタン国地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム (LMS) に係る普及・実証・ビジネス化事業」を実施し、公立学校の教員数の不足や教員の能力の問題、教材や民間教育サービスの不足といった課題を抱えるウズベキスタンに日本企業の e ラーニング教育システムを導入するといった取組を行った。

6 防災・津波対策 (新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」(11 月 5 日)の普及啓発)

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」に基づき、防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダー及び次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を実施し、途上国における災害に対する強靱化に貢献した。また、UNDRR を通じた実施した「第三回世界津波博物館会議」のバーチャル開催や、UNDP を通じて実施した新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた学校向けの津波対策の指針策定、学校生徒・教員向けの津波避難訓練実施など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

令和 2 年の「世界津波の日」には在ペルー日本国大使、JICA 事務所長、帰国研修員同窓会会長や多くの帰国研修員の参加を得て「JICA ペルー帰国研修員同窓会 (APEBEJA) 及びラテンアメリカ地域

婦国研修員同窓会 (FELACBEJA) 主催の「世界津波の日」国際ウェビナー及び第1回「世界津波の日」国際絵画コンクールの授賞式も実施され、各国の津波専門家による活発な質疑応答や、ペルー等複数諸国の子供達の絵画作品の表彰を通じて、専門家の知見共有、子供・青少年やその家族等への防災意識啓発に貢献した。

7 水・衛生（「持続可能な開発のための水の10年（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

OECD 開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野での拠出の26%に上る5,640百万ドル（2015～2019年拠出ベース）を支援するなど、二か国間援助におけるトップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

JICAを通じ、資金協力による給水施設整備を実施するとともに、アクセス、給水時間、水質等の改善や水道事業者の経営改善に係る支援として、23件以上の技術協力を実施した。また、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、水道サービスの継続に必要な薬品等の調達、事業継続計画の策定、手洗い設備の設置や市民への啓発活動などの支援を、JICAを通じて19か国以上で迅速に展開した。その他、インドで汚水・排水管理の技術協力を開始し、ベトナムのハロン市では下水道施設整備に係る円借款に関する交換公文を締結した。また、ホーチミン市、フエ市では、円借款による下水・排水事業で水環境の改善を推進した。マーシャル諸島の首都マジュロ環礁を対象として水道水源の貯水池を拡張する無償資金協力の交換公文及び贈与契約を締結し、干ばつに対する水道システムの強靱性及び適応力を強化した。

8 気候変動・地球環境問題

二国間の気候変動関連途上国支援については、平成27年に発表した「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」（令和2年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明）の達成に向け、再生可能エネルギー導入支援、防災支援など、緩和・適応の両面においてODA及びODA以外の公的資金（OOF）を用いて積極的に支援を進めた。具体例としては、サモアにおいて太平洋気候変動センターの設立を支援し、気候変動対策に関する専門家を派遣したほか、トンガでは災害に強い電力供給を支援するため、可倒式風力発電設備等の整備を支援した。

環境分野においては、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援を拡大する一環として、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶための研修を日本で実施したほか、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を通じ、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、モザンビークのウレネ廃棄物最終処分場への支援を行った。

生物多様性分野においては、ルワンダにおけるゾウの密猟監視対策のための施設建設支援を決定するなど野生動物違法取引対策に貢献した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標4 連携の強化 *

中期目標（--年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

平成30年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行った上で、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和7（2025）年までに1,000人を目標とす

る国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 50.46 億円 (106 件)、ジャパン・プラットフォーム事業 (緊急人道支援事業) 52.48 億円 (70 件) への資金協力を実施した。また、JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 15.81 億円 (38 件) が採択された。NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、平成 30 年度中、NGO・外務省定期協議会を 7 回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO-JICA 協議会も 3 回開催された。

ボランティア事業の見直しについては、平成 29 年度「秋のレビュー」(秋の年次公開検証) の指摘に基づいて、JICA ボランティア事業の制度見直しに取り組んだ。具体的には、総称を「JICA 海外協力隊」とするとともに、年齢に基づく区分から、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い、平成 30 年度秋募集から導入した。また、人件費補てんを廃止し、現職参加者の雇用を継続するための必要経費 (労災や社会保険料など) を所属先に対し支出することとした。さらに、家族手当を廃止するとともに、海外一斉調査を踏まえ、現地生活費及び住居費の改定を行った。

また、応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層の母数が多いと考えられる都市部を中心に募集説明会の回数を大幅に増やすとともに、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポット CM、全国版の雑誌 (President、日経 Woman、アエラ、Number) への記事広告展開と WEB 転載等により、関心の惹起を図っている。

2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、11 月の WFP 副事務局長訪日時に国際機関等との政策対話を実施したほか、同副事務局長訪日時や 12 月の国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 事務局長訪日時等の国際機関幹部の訪日機会を利用して日本の NGO との意見交換を実施した。

さらに、日本の「顔の見える協力」とするための取組については、国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え、日本人職員の参画について継続的な働きかけを行うとともに、日本人職員が関与するプロジェクトの積極的な採用を行った。その結果、平成 29 年末時点の国連関係機関の日本人職員数は 850 名となり、平成 28 年末時点の 820 人から 30 名増加した。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

平成 26 年 7 月に安倍総理大臣が日カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の 1 つとして表明した、小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるバハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ及びセントクリストファー・ネイビスの 4 か国に対し、研修員受入れの支援を実施した。

中南米地域における日系社会との絆を意識した取組については、中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて高齢者長期居住施設の整備を行ったほか、日本語教育や社会福祉の分野において日系社会ボランティアを派遣するなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和元年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続

き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和7（2025）年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体強化に対する取組としては、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業で、中小企業支援型、SDGsビジネス支援型合計で173件が採択された。

NGOとの連携・協働の強化に対する取組としては、日本NGO連携無償資金協力事業55.96億円（113件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）55.40億円（106件）への資金協力を実施した。また、日本のNGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体とJICAの共同事業であるJICAの草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で18.1億円（44件）が採択された。NGOが実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGOの組織基盤強化に向けた取組としては、NGOインターン・プログラムで9件、NGOスタディ・プログラムで9名、NGO相談員15団体、NGO研究会3件の能力向上支援を実施した。NGOとの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、令和元年度中、NGO・外務省定期協議会を5回開催し、NGOとの間で開発協力政策やNGO支援、連携の具体策について意見交換した。NGO-JICA協議会も1回開催された。

JICAボランティア事業については、昨年に引き続き応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層に直接働きかける募集説明会に加え、事業理解促進イベント（グローバルフェスタ、アースデイ、職種に特化したイベント等）、交通広告（駅構内及び車両内への広告、トレインチャンネル）、駅のデジタルサイネージ等により、関心の惹起を図った。また、WEBでの応募受付の利便性の向上や、説明会等の会場へのアクセスが難しい関心者にWEB上での説明会を提供するなど、IT技術等を活用して応募の利便性を向上させた。

2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関との連携に関しては、NGO・外務省定期協議会等の機会を捉え、国際機関と日本のNGOの連携強化に関する意見交換を実施した。また、令和元年のG20をホスト国として成功させるためには、アジェンダや機能ごとに形成された政府とは独立した8つのエンゲージメント・グループによる各提言に耳を傾けることが重要であるとの認識の下、その1つであり、各国市民社会組織の代表により構成されるCivil20（C20）により4月に東京でC20サミットが開催され、安倍総理大臣がC20代表から①市民社会や「取り残されている」人々とともに約束を行動に移すこと、②地球規模課題に地球規模で取り組む必要があること、③多国間主義、民主主義、市民的権利、透明性や公開性の様な共通の価値観の必要性に関する提言書を直接受け取った。外務省は同サミット開催に資金面で協力し、外務省幹部も出席した。また、外務省とNGO間の対話の機会として開催されているNGO・外務省定期協議会の場でNGO側から要請があり、協議・調整が行われたことにより、11月に名古屋で開催されたG20外務大臣会合の際に外務省は東海地域の市民社会代表からG20外相会合へ向けた地元市民社会の政策提言書を受け取り、対話を行った。

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10月にUNICEFと、11月に、2名のUNDP総裁補が出席する形でUNDPと、それぞれ戦略対話を開催した。我が国とUNICEF及びUNDPとの優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

平成26年7月に安倍総理大臣が日・カリブ共同体（カリコム）首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の1つとして表明した小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるセントクリストファー・ネイビス、バルバドス、トリ

ニダード・トバゴの3か国に対し、防災・環境等分野における研修員受け入れ支援及びセントクリストファー・ネービスに対して水産機材の供与に関する無償資金協力を実施した。

また、同じく「卒業国」ではあるものの、自然災害や気候変動に対する脆弱性、国内格差等の開発課題を有し、引き続き我が国支援を必要とするチリ及びウルグアイに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、救急車、消防車、障害者移動用車両の供与や高齢者・障害者リハビリ施設の建設を行ったほか、防災分野の人材育成とネットワーク構築に関する技術協力プロジェクトを継続実施した。

太平洋島嶼国ではクック諸島が高所得国に達した。また同国は、令和2（2020）年1月から「卒業国」になったが、小島嶼国特有の脆弱性を有しており、引き続き我が国支援を必要とする経済的・社会的状況が認められることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、消防車、小学校の給水設備等の整備やヘルスセンター改修を行った。

中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、多目的施設や児童養護施設の整備を行ったほか、海外投融資を通じて、ペルーの日系人が創設した信用組合を介してペルーの農業中小零細事業者への支援を行うなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和2年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、JICA 海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和7（2025）年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する小島嶼開発途上国等及びその他の「卒業国」に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策・格差是正分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化として、日本 NGO 連携無償資金協力事業（社会経済開発事業）を 58.15 億円（112 件）、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）を 39.89 億円（93 件）の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型合計で 19.18 億円（49 件）を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで 8 団体、NGO スタディ・プログラムで 5 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 2 件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、新型コロナウイルスの影響で対面での連携推進委員会は 1 回しか開催できなかったが、オンラインにて ODA 政策協議会臨時会合及び計 8 回の意見交換会を実施し対話の継続を図った。

JICA 海外協力隊については、前年度に引き続き応募者拡大に向けた取組として、若者層の関心を捉えるためのインターネットによるターゲット広告や、WEB 上での説明会実施等、ICT 技術を活用した応募促進策を強化した。他方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、派遣中の隊員の一時帰国、新規派遣の延期等の措置を実施し、令和2年度春募集の選考および、秋募集は募集をいずれも中止した。その間日本国内での待機を余儀なくされた隊員は、日本国内での社会貢献活動、遠隔での隊員活動の継続、再赴任に備えての自己研鑽等に従事した。11月以降には、渡航再開の条件を満

たしていると判断した国について、順次渡航を再開させた。令和3年度春募集の実施も決定し、ウェブサイトを中心にボランティア事業の情報提供を実施している。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、新型コロナウイルスの世界的な拡大を受けて、令和2年度第一次補正予算に盛り込まれた国際機関への拠出を通じた支援と二国間の枠組みで実施する支援との間で政策上の一貫性及び相互補完性を確保する観点から、保健・公衆衛生分野を中心に、同補正予算を通じた支援を活用してマルチ・バイ連携を推進することが可能と見込まれる国におけるパイロット案件について、現地でステアリング・コミッティを立ち上げて会合を開催するなど具体的なマルチ・バイ連携に向けた取組につき協議を開始した。

OECD 開発援助委員会（DAC）では、令和2年11月にハイレベル会合が開催されたほか、開発協力相互レビュー対日審査において、日本政府は前回の対日審査で受けた提言の95%を一部又は全部実施しているとして、全体的に高く評価された。また OECD 開発センター（DEV）では、10月のハイレベル会合において、日本からコロナ禍における質の高いインフラ投資の重要性を発信した。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

「卒業国」ではあるが、自然災害や気候変動に対する脆弱性、国内格差等の開発課題を有し、引き続き我が国からの支援を必要とする国への協力を行った。たとえば、チリに対しては、消防車、起震車、給水車、医療施設へのマンモグラフィの供与や防災分野の人材育成に関する支援等を行い、ウルグアイに対しては、障害者移動用車両の供与や地域住民への職業訓練施設の整備等の支援を行った。また、新型コロナウイルスの世界規模での拡大に鑑み、観光業に大きく依存した小島嶼国であるセーシェルに対して保健・医療関連機材を供与し、同国の感染症対策及び保健・医療体制の強化に寄与した。

中南米の日系人に対する支援としては、ブラジルの日系人経営の病院に対して医療機材の整備を行ったほか、ブラジルにおいて日本語学校教室の増築や日伯文化協会の多目的施設の建設、パラグアイにおいてアスンシオン日本人会の文化活動施設の整備を行った。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

平成30年度目標

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的に行う。

- 1 スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等、より多くの出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく。
- 3 メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

開発協力に関する講座等を以下のとおり計46回実施した。

(1) ODA 出前講座

全国のスーパー・グローバル・ハイスクール2校を含む高校、大学等において30回実施し、約2,660人の参加を得た。

(2) 外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業、国際協力イベントなどにおいて16回（内、局長・参事官級2回）実施した。

2 コンテンツを使った情報発信

(1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODAマン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」に任命

し、2分間のODA紹介動画を全5本制作した（「プロローグ編」、「ASEANの海上保安編」、「ケニアの理数科教育編」、「トルコのボスポラス海峡横断地下鉄編」及び「ペルーの中古消防車・救急車の供与編」）。9月21日の一斉公開から平成31年3月末までの再生回数は累計38万回を超え、動画の視聴者からは「ODAマンの説明がわかりやすい。ODAについて考えるきっかけになった。」「興味が湧くように作っており、好感を持てた。」といった好意的なリアクションが多く寄せられた。

(2) 草の根・人間の安全保障無償30周年に関する広報

草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」）の実施開始30周年を機に、お笑いコンビのペナルティに「草の根大使」を委嘱し、8月のタイ訪問（草の根無償案件視察、現地の人々と交流）の様態を記録した広報動画（約10分）を作成した。同動画を、国内での国際協力イベント、外務省員によるセミナー、在外公館が開催するイベントで放映したほか、10月からのYouTube外務省公式動画チャンネルでも公開し、草の根無償に対する国内外で約3,000人が視聴した。また草の根大使に関連するSNS広報は延べ25万回表示された。

(3) 「開発協力白書」の出版及び外務省ホームページを通じた発信

日本の1年間の開発協力の実績についてまとめた「開発協力白書」を日本語及び英語で作成・出版し、外務省ホームページに掲載するとともに、SNSで発信している。2018年版白書については、読者の方々が日本のODAの全体像を把握しやすいよう簡単な記載に努めるとともに、「スリム化」を行いつつ、写真の活用を増やしたり、現場で活躍する「人」にフォーカスを当てたコラムを充実させたり等の工夫を行った。

(4) その他

「国際機関で働く日本人」、「中東における日本の難民女性支援」、「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の連結性支援」、「気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力」及び「海の未来のための日本の国際的取組」をテーマに5本の政策広報動画を制作し、外務省HPやYouTubeにて配信した。平成31年3月末現在、上記5本の動画の再生回数は日・英版合わせて累計290万回を超えている。

3 多様なメディア媒体の活用

上記2(1)のアニメ動画「鷹の爪団の行け！ODAマン」については、ODA広報としては外務省初の試みであるトレインチャンネルも活用した。プロローグ編を除く動画4本をそれぞれ15秒版に編集し、東京メトロ全線で9月から10月にかけて2週間放映し、通勤・通学層を中心に推定で延べ2,300万人以上にリーチした。さらに、グーグル、YouTube、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を2か月間出稿し、延べ2,700万人にリーチした。そのほか、BS番組でスポットCMを約50回放映し、延べ1,300万人にリーチするなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

また、JICAボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポットCM、全国版の雑誌（President、日経Woman、アエラ、Number）への記事広告展開とWEB掲載等を実施した。

4 イベントを通じた情報発信

目標に掲げたものに加えて、開発協力に関する広報イベントを、以下のとおり計3回実施した。

(1) グローバルフェスタ JAPAN2018

レジャー感覚で開発協力に触れてもらう機会を提供するため、外務省、JICA、(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)の共催により9月29日に東京お台場で開催した。4万3,000人超が来場し、我が国ODAの一端に触れるとともに「鷹の爪団の行け！ODAマン」等のステージプログラムを楽しんだ。

(2) ワン・ワールド・フェスティバル

NGOが主催し、外務省が協力する関西地域最大の国際協力イベントとして、平成31年2月2、3日の両日、大阪市立北区民センター等で開催され、延べ2万5,000人が来場した。外務省は、ブース出展のほか、写真展示や外務省員によるセミナー、上記2(2)の「草の根大使」を委嘱されたお笑いコンビのペナルティと外務省職員によるトークステージを行い、「日刊スポーツ」、「デイリースポーツ」(Web版)等で報道された。

(3) 「鷹の爪団の行け！ODAマン」出張授業 in 島根

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」として、平成31年3月2日、外務省の主催により国立島根大学にて実施し、高校生から70代まで約50名の来場者を得た。外務省員を始め、上記2(1)のアニメ動画「鷹の爪団の行け！ODAマン」の原作者や、島根県でODAに携わる人々がパネリストとして登壇した。島根県では、アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」が県の広報キャラクターとして起用されているため、地元メディアにも注目され、TSK山陰中央テレビ、「山陰中央新報」等で報道され、山陰地方の25万世帯が視聴・閲覧した。

令和元年度目標

- 1 ODA 出前講座そのものの広報を継続し、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報発信をより一層強化していく。
- 3 SNS を活用した情報発信を開始し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層に対して開発協力への理解促進を目指す。
- 4 グローバルフェスタ JAPAN2019 を開催し、2018 年を上回る来場者の獲得を目指す。ワン・ワールド・フェスティバル、開発協力シンポジウムについても、予算上の制約はあるが、平成 30 年度の実施において大きな効果が確認されたため、継続開催の可能性を探っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 開発協力に関する講座
全国の高校（スーパー・グローバル・ハイスクール 1 校を含む）、大学等において ODA 出前講座を 30 回実施し、計 2,811 人の参加を得た。また、6 月、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科 10 周年の公開記念講座において、河野外務大臣による開発協力をテーマにした講演を行った。
- 2 開発協力コンテンツを使った情報発信
 - (1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」
アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として平成 30 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全 4 本（「アフリカ編（再生回数：6,549 回）」、「ODA で世界を救う編（再生回数：55 万回）」、「ODA で感謝の輪編（再生回数：15 万回）」、「産業をおこす編（再生回数：11 万回）」）を制作した。また、楽しみながら ODA について学べるシミュレーションゲーム「あなたも ODA」を 1 本制作し公開したところ、高いアクション率・視聴完了率を記録した。
平成 30 年度制作の動画 5 本（「ODA ってなんじゃ？（再生回数：8 万 6 千回）」「アジア沿岸諸国で海上保安の巻（再生回数：8 万 2 千回）」「ケニアで教育の巻（再生回数：7 万 9 千回）」「潜ってイスタンブールの巻（8 万 45 回）」「ペルーの消防車・救急車の巻（7 万 7 千回）」）を合わせたアニメ動画の累計再生回数は 120 万回を超え、動画の視聴者からは「回りまわって日本の地位を高めることであつたり、国益に資するのであれば良いのだと思うようになった。」「日本が世界の国を援助することでそれが自分たちのためにもつながるといい点がとても良いと思った。」といった好意的な感想が多く寄せられた。
 - (2) トレインチャンネルにおける放映
上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」による広報については、平成 30 年度に引き続きトレインチャンネルも活用した。「ODA で世界を救う編」、「ODA で感謝の輪編」、「産業をおこす編」の 3 本をそれぞれ 15 秒版に編集し、東京メトロ全線・JR 東日本主要路線にて 9 月から 10 月にかけて 2 週間放映した。放映期間中の想定接触人数は延べ 6,000 万人以上と算出されている。
- 3 SNS を使った情報発信
 - (1) ツイッター
ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進することを目的とし、ODA 広報ツイッターを開設し 5 月に運用を開始した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 8,000 名を超えた。
 - (2) ウェブ広告
上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を 2 か月間出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。
- 4 イベントを通じた情報発信
 - (1) グローバルフェスタ JAPAN2019
外務省、JICA、(特活) 国際協力 NGO センター (JANIC) の共催により 9 月 28 日、29 日に東京お台場で開催した。2 日間で過去最高の延べ 18 万人超が来場し、我が国 ODA の一端に触れるとともに、「鷹の爪団の 行け！ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。
 - (2) ワン・ワールド・フェスティバル
NGO が主催し、令和 2 年 2 月 1 日、2 日の両日、大阪市で開催され、26,000 人が来場した関西地域最大の国際協力イベントに参加した。外務省としてはグローバルフェスタ 2019 で好評を集めた写真展「エールよとどけ！」の展示及び、広報パンフレットの提供を行った。

(3) 「鷹の爪団の 行け！ODA マン」出張授業 in 富山

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」を、令和2年2月15日、外務省主催、富山市・チューリップテレビ共催により実施し、約120名の来場者を得た。外務省を始め、富山で国際協力に携わるJICA、地方自治体、大学、企業関係者ほか、アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」の原作者がパネリストとして登壇した。地元メディアにも注目され、チューリップテレビ、北日本新聞等で広く報道された。

令和2年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対しODA出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODAに対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNSを使った情報発信

SNSを活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 ホームページを通じた情報発信

既存のODAホームページを改修し、我が国ODAに関する情報発信を伝わりやすく、アクセスしやすいものとするにより、より一層の国民理解促進を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、大学等に対しODA出前講座を19回実施し、計2,384人の参加を得た。2年度については新型コロナ対策としてオンラインによる開催を実施した。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

(1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」をODA広報キャラクター「ODA マン」として令和元年度に引き続き採用し、ODA紹介動画を全3本（「アフリカの感染症対策拠点！の巻」、「ODAで学びの場！の巻」、「ODAで安全な水！の巻」）制作・発信し、合計再生数は延べ6万4千回を超えた。

平成30年度制作の動画5本（「ODAってなんじゃ？（再生回数：10万回）」「アジア沿岸諸国で海上保安の巻（再生回数：9万5千回）」「ケニアで教育の巻（再生回数：9万回）」「潜ってイスタンブールの巻（9万5千回）」「ペルーの消防車・救急車の巻（8万7千回）」）と、令和元年度作成の動画4本（「アフリカビジネスでWin-Winの巻（再生回数：1万8千回）」「ODAで世界を救う！の巻（再生回数：57万8千回）」「ODAで感謝の輪！の巻（再生回数：16万7千回）」「ODAで産業をおこす！の巻（再生回数：13万回）」）を合わせたアニメ動画の累計再生回数は136万回を超え、好評を博した。

(2) ドキュメンタリー動画「ODAの挑戦者たち」

上記アニメ動画とは別に、ODAの現場で活躍する「人」にスポットを当てたドキュメンタリー動画「ODAの挑戦者たち」を全7本制作・発信した（個別案件動画4本（「インドの鉄道編」「ケニアの地熱発電編」「ラオスの木材建築編」「ボリビアの井戸カメラ編」）、個別案件をテーマ別にまとめた動画2本（「質の高いインフラ編」「地域企業による人作り編」）、個別案件動画をまとめた1本（「総集編」））。再生回数は延べ1万4千回となっている。

3 SNSを使った情報発信

(1) ツイッター

令和元年度に引き続きツイッターを活用した情報発信を継続し、省内の既存アカウントとも連携しながら、ODAに対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODAに対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は1万1千名を超えた。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」及びドキュメンタリー動画「ODAの挑戦者たち」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 ホームページを通じた情報発信

ODA ホームページの改修を行った。具体的には、トップページのリニューアルを始め、全体のデザイン・レイアウト面の刷新・統一、サイト構造の整理を行うとともに、コンテンツ面の充実を図った。また、英語版ホームページも同様に改修した。格段に見やすくなった等の反応が寄せられるなど、これにより、ODA ホームページを通じた国内外向けの情報発信の基盤を強化した。

5 その他特記事項

令和2年度については新型コロナの影響で外務省、JICA、(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)が共催する日本国内最大級の国際協力イベントであるグローバルフェスタ JAPAN を中止したが、同共催者による国際協力キャンペーン「EARTH CAMP 輪になって語ろう。地球の未来。」を10月6日から令和3年3月31日にかけてオンラインにて実施した。令和3年1月30日及び1月31日に開催されたメインイベントを含む、延べ67以上のイベントが開催され、多くの人々に国際協力の意義・必要性がメッセージとして共有された。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標(一年度)

平成28年8月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組をJICAと協力して着実に実施する。

平成30年度目標

開発協力の推進は、事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICAと協力し、①～③については平成29年度に実施した取組から以下のとおり拡充した。④及び⑤については平成29年度の取組を継続した。

脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第5回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODAタスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。また、技術協力協定等への安全対策条項の追加に取り組んだ。

事業関係者及びNGOの行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICAウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICAの安全対策情報(安全対策措置、安全対策マニュアル等)を掲載する国を140か国まで拡充した。

ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICAによる安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ208回実施し、安全対策研修参加者は、4月現在では約13,800名(内訳:座学・実技研修約4,250名、ウェブ研修約6,450名、現地研修約3,100名)であったのに対し、平成31年3月末現在で約21,200名(内訳:座学・実技研修約7,600名、ウェブ研修約10,000名、現地研修約3,600名)に増加した。また、4月から、企業・団体の安全対策担当者(管理者)向けの研修を新たに開始し、同月以降、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者にも拡充し、平成31年3月末現在14回実施した。加えて、平成30年3月から開始された地方での安全対策研修も、平成31年3月末時点で6都市計7回開催した。

令和元年度目標

国際協力事業関係者の安全確保はODA実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢

の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、平成 30 年度の取組を継続した。脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12 月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 6 回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、ODA 事業に係る交換公文等の二国間文書への追加に取り組んだ。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を徹底した。事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対策情報（安全対策措置、安全対策マニュアル等）を掲載している 147 か国分全てについて現地治安情勢等の変化に対応して随時内容更新を行った。ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ 51 回実施し、安全対策研修には約 2,050 名（平成 30 年度比 100 名の減）が参加した。これで、平成 28 年 10 月開始からの累計は令和 2 年 3 月末現在で約 30,600 名（内訳：座学・実技研修約 6,300 名、ウェブ研修約 19,800 名、現地研修約 4,500 名）となった。また、企業・団体の安全対策担当者（管理者）向けの研修では、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者に拡充し、令和元年度は 9 回実施した。加えて、地方での安全対策研修も、令和元年度は 3 都市計 5 回開催した。これら対面式研修を受講できない関係者向けには、10 月から理解度テストやビデオ閲覧機能を付加した新たなウェブ教材（安全対策研修（Web 版））の提供を開始し、JICA ホームページや関係団体への案内を通じて関係方面に周知を図り、利用を呼び掛けた。その結果、登録者数は 1,300 名となった。

令和 2 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

特に、安全対策研修については事業関係者による受講が一巡した点を踏まえ、新たに研修有効期限（前回受講時より 2 年間を目安に再受講）を導入することで、安全対策に係る意識啓発を促進することとする。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤の各項目について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も踏まえ JICA と連携し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・発信の強化

新型コロナウイルス対策に係る行動規範の策定と周知徹底、コロナ感染予防に係る事業関係者への情報提供等を行い、12 月の「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 7 回会合の場で、コロナ禍で停滞した経済や社会的な不安を背景としたデモの暴徒化や一般犯罪増加についての注意喚起を行った。また、事業関係者向けに配布している「JICA 海外安全ハンドブック」の項目に感染症対策を追加し、JICA ホームページ上の安全対策専用 Web ページ内にも掲載した。

②事業関係者及び NGO の行動規範

JICA 業務で派遣される事業関係者に対し、新型コロナウイルス感染予防の観点から世界共通の行動規範を策定し、新規渡航者/再渡航者の派遣/再派遣には同規範への遵守同意書の提出を条件とした。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA 安全対策研修（渡航者向け・管理者向け）、テロ実技訓練を延べ 18 回実施し、合計 557 名が参加した。また、コロナ禍の影響により、安全対策研修（講義型、ワークショップ型、実技型）の実施を一部中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施するなどの工夫をして再開した。また、補完的な研修教材として、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ版の安全対策研修の提供を開始し合計 629 名が登録・参加した。

④危機発生後の対応

新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、令和 2 年 3 月末から 4 月末にかけて、約 6,000 名の事業関係者を本邦に帰国させるオペレーションを実施した。その後、JICA の各在外拠点において、

関係者の新型コロナ感染事例発生時の緊急対応シナリオ（渡航先国の医療事情等を踏まえた新型コロナウイルス罹患時の対応方針）を検討し、日本政府及び渡航先国による水際対策措置の順守を周知徹底した上で、7月より各国事情に応じた渡航再開を開始した。

⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

外務省として8月に国際協力事業関係者の緊急事態発生時における初動対応マニュアルを整備した。JICAでも、本部内に緊急事態対応オペレーションルームを開設し、緊急事態発生時に組織として迅速に対応できる体制を強化した。

（意識啓発について）

国際協力事業関係者の安全対策にかかる継続的な注意喚起/意識啓発を目的とした JICA 安全対策研修については「前回の研修受講時より2年間を目安に再受講」に努めるよう受講者自身の自主的な意識啓発促進の維持を図るため JICA ホームページ上で周知している。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況： a

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果（注）

評価がA：非常に高い、B：高い、C：一部課題がある、D：低いのうち、A～Bの評価が占める割合	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度		平成30・令和元・2年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	80%	76%	75%	78%	80%	89%	

（注）10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書（JICA）に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで平成30年度、令和元年度及び令和2年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）

(約束手額ベース、単位：百万ドル) (注) ODA 卒業国を含む	実績値			
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
I 社会インフラ及びサービス	3,258.40	3,042.61	2,025.25	(集計中)
II 経済インフラ及びサービス	9,878.13	11,060.37	7,658.18	〃
III 生産セクター	2,710.65	1,452.26	2,025.92	〃
IV マルチセクター援助	1,632.66	974.69	1,439.09	〃
V 商品援助/一般プログラム援助	1,154.15	428.66	324.46	〃
VI 債務救済	19.10	23.72	-	〃
VII 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	846.04	571.33	444.24	〃
VIII 行政経費等	754.28	1,741.19	783.18	〃

評価結果

施策の分析

【測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *】

我が国の重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化等の支援は大きな柱の一つであり、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されたことを始めとして、G7ピアリッツ・サミットやTICAD7、サウジ議長国G20リヤドサミットなどにおける成果文書への反映、OECDによる「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」や「質の高いインフラ投資に関するハンドブック」の作成、対ASEAN海外投融資イニシアティブや日・ASEAN連結性イニシアティブの立ち上げなど、国際スタンダード化の推進に大きな進展があった。また、これを実現する取組として、インフラプロジェクトへの資金供与や人材育成など、ハード・ソフトの両面において多くの協力を実施した。その際、事業・運営権対応型無償資金協力やEBF円借款などのツールも活用

しつつ官民連携案件を実施することで、開発分野への民間資金の動員を進めた。

また、地方自治体・中小企業等の海外展開支援として、「草の根技術協力（地方活性化特別枠）」や「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を採択・実施し、我が国の技術・ノウハウの途上国開発への活用を進めるとともに、我が国の地方活性化にも貢献した。この際、令和2年度には「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」について一般型に加え遠隔実施型を設定するなど、新型コロナウイルス感染拡大の中でも民間企業との連携を継続的に実施すべく、適切に対応した。

さらに、産業人材育成に関し、平成30年11月、日ASEAN首脳会議において、平成30年度からの5年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の立ち上げを発表した。これを踏まえ、平成30年度から令和2年度の間にこれに基づくアジア各国での取組を着実に実施し、高専型教育を含む日本型工学教育など日本の強みを活用しながら、67,201人の産業人材を育成した。また、イノベーター・アジア事業では、平成30年度から令和2年度までにアジア各国のトップレベルの大学より428人を受け入れ、日本企業での就労も視野に将来の自国の産業発展を担う高度産業人材の育成に貢献した。アジア以外においても、令和元年8月のTICAD7においてアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」の継続を発表したように、産業人材育成の取組を強く推進した。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年度には、2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を創設し、3,275億円を供与することで、アジア太平洋地域を中心とする途上国の経済活動の維持・活性化を支えた。

（平成30・令和元・2年度：無償資金協力（達成手段①）、（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力）（達成手段②）、有償資金協力（達成手段③）、無償資金協力事務費（達成手段⑤）、経済協力評価調査（達成手段⑦）、現地 ODA タスクフォース業務（達成手段⑩）、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費（達成手段⑪）、経済協力情報管理関係経費（達成手段⑬）、国際機関との連携等（達成手段⑯）、国別開発協力援助方針策定調査（達成手段⑰）、経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費（達成手段⑱）、国際緊急援助事務費（達成手段⑲）、平成30・令和元年度：開発援助人材育成・振興（達成手段⑧）、G20 開発作業部会開催経費（達成手段⑳）、令和元・2年度：外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費（達成手段㉒）、令和2年度：コロンボ計画分担金（達成手段㉑）、経済協力開発機構（OECD）開発関連拠出金（達成手段㉓）、国際開発教育・研究機関拠出金（任意拠出金）（達成手段㉔）、経済協力開発機構・開発センター分担金（達成手段㉕）、経済協力開発機構・開発センター拠出金（達成手段㉖））

【測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *】

法制度整備支援や公務員の能力強化を始めとして、途上国のガバナンス強化の取組を継続的に実施した。この結果、例えばラオスにおいて、6年以上にわたる起草支援を経て民法典が平成30年に国民議会で承認されるなど、長年の協力による具体的な成果が見られた。また、FOIPの実現にあたって重要な法執行能力強化支援として地域警察活動、サイバー犯罪対処、刑事司法といった各分野において人材育成を行った。特に、海上法執行能力の強化に関しては、アジアやアフリカ東岸を中心とする各国の沿岸警備隊等に対し、船舶等の機材供与及び専門家や研修等を通じた能力構築を行い、航行の自由及び海上安全の確保を促進した。この際、フィリピン沿岸警備隊に対し、ODAで供与した巡視船を活用した技術支援を行うなど、ソフト・ハードの相乗効果にも留意したことは、効果的・効率的な協力という観点から有益であった。

難民支援を含む人道支援として、引き続き国際機関等とも連携し、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援や、難民受入れによる負担が増しているホストコミュニティ支援等を行った。長期化する人道危機に加え、新型コロナウイルス感染拡大や、自然災害に起因する食料危機といった突発的な課題も発生したものの、緊急支援等を通じて迅速に対応した。また、若年層に対する職業訓練・起業教育、行政官や復興を担う人材の育成など、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」を推進するとともに、フィリピン・ミンダナオに代表される平和構築の取組や、地雷・不発弾対策支援への支援を継続した。

テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策に関しては、国境管理、薬物対策、テロ・治安対策等の分野で機材供与や能力構築を進めたほか、若者の過激化防止等に向けた職業訓練や生計向上支援等を実施した。

（平成30・令和元・2年度：無償資金協力（達成手段①）、（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力）（達成手段②）、有償資金協力（達成手段③）、無償資金協力事務費（達成手段⑤）、経済協力評価調査（達成手段⑦）、現地 ODA タスクフォース業務（達成手段⑩）、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費（達成手段⑪）、経済協力情報管理関係経費（達成手段⑬）、国際機関との連携等（達成手段⑯）、国別開発協力援助方針策定調査（達成手段⑰）、国際緊急援助事務費（達成手段⑲）、平成30・令

和元年度：開発援助人材育成・振興（達成手段⑧）、令和元・2年度：外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費（達成手段⑳）、令和2年度：国際移住機関（IOM）分担金（達成手段㉔）、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉓）、国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉑）、赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉒）、国際連合地雷対策支援信託基金（UNMAS）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉔）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉕）、国際連合人道問題調整事務所（OCHA）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉖）、中央緊急対応基金（CERF）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉗）、経済協力開発機構（OECD）開発関連拠出金（達成手段㉘）、経済協力開発機構・開発センター分担金（達成手段㉙）、経済協力開発機構・開発センター拠出金（達成手段㉚）

【測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 ＊】

「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき、それぞれの分野において二国間の支援を継続的に実施し、地球規模課題の解決に向けた取組に貢献した（国際機関等、多国間の枠組みに係る取組については「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」を参照）。全体的な取組として、「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」、「メコン・SDGs 出融資パートナーシップ」など、途上国の SDGs 達成に向けた努力を後押しするための枠組みが新たに発表されたほか、「SDGs グローバルリーダー・コース」を通じた日本への留学生受入れや、JICA 開発大学院連携を通じた日本の開発経験等の共有など、途上国の SDGs 推進に必要な人材の育成に貢献した。

分野別の取組の具体例として、例えば保健分野では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、長年にわたりユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進してきた日本の経験と知見をいかし、保健・医療体制が脆弱なアジア、アフリカ、太平洋島嶼国等に対する機材供与や人材育成等の支援をかつてないスピードで進めた。こうした我が国の支援について、菅総理大臣や茂木外務大臣の外国訪問の際にも、各国要人から感謝の意が直接表明された等、各国から高く評価されている。また、気候変動分野では、「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」達成に向け、再生可能エネルギー導入支援や防災支援を積極的に行った。このほか、食料、女性、教育、防災・津波対策、水・衛生、地球環境問題といった様々な分野において、SDGs の達成に向けた協力を推進した。

（平成30・令和元・2年度：無償資金協力（達成手段①）、（独）国際協力機構運営費交付金（技術協力）（達成手段②）、有償資金協力（達成手段③）、無償資金協力事務費（達成手段⑤）、経済協力評価調査（達成手段⑦）、現地 ODA タスクフォース業務（達成手段⑩）、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費（達成手段⑪）、経済協力情報管理関係経費（達成手段⑬）、国際機関との連携等（達成手段⑯）、国別開発協力援助方針策定調査（達成手段⑰）、国際緊急援助事務費（達成手段⑲）、平成30・令和元年度：開発援助人材育成・振興（達成手段⑧）、令和元・2年度：外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費（達成手段⑳）、令和2年度：国際移住機関（IOM）分担金（達成手段㉔）、アジア生産性機構（APO）分担金（達成手段㉘）、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉓）、国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉑）、赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉒）、国際連合地雷対策支援信託基金（UNMAS）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉔）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉕）、国際連合人道問題調整事務所（OCHA）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉖）、中央緊急対応基金（CERF）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉗）、アジア生産性機構（APO）拠出金（達成手段㉙）、経済協力開発機構（OECD）開発関連拠出金（達成手段㉘）、国際開発教育・研究機関拠出金（任意拠出金）（達成手段㉚）、アジアパシフィックアライアンス拠出金（達成手段㉛）、経済協力開発機構・開発センター分担金（達成手段㉜）、経済協力開発機構・開発センター拠出金（達成手段㉝））

【測定指標4 連携の強化 ＊】

NGO との連携・協働の強化に対する取組として日本 NGO 連携無償資金協力事業、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）、JICA 草の根技術協力事業等を実施した。ボランティア事業については、広報や帰国後支援等を通じ継続的に応募拡大に向けた取組を行っているものの、引き続き応募者の拡大は課題となっている。なお、令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大により、隊員の一時帰国、新規派遣の延期、募集や選考の中止といった大きな影響が生じたが、その間、日本国内での待機を余儀なくされた隊員が日本国内での社会貢献活動、遠隔での隊員活動の継続、再赴任に備えた自己研鑽等、待機期間を有効に活用できるよう側面支援した。

国際機関との連携については、各機関幹部の訪日機会を利用するなどして、継続的に意見交換を行った。また、マルチ・バイ連携の必要性が高まっていることを受け、新型コロナウイルスの感染拡大の中、保健・公衆衛生分野を中心に具体的なマルチ・バイ連携に向けた取組につき協議を開始しており、今後の成果が期待される。

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する途上国への協力として、クック諸島、バハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ウルグアイ、セーシェル等に対し、必要な支援を継続した。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、草の根・人間の安全保障無償資金協力や日系社会ボランティアの派遣、海外投融資を通じた日系人が創設した信用組合を介する支援など、日系社会との関係強化に資する協力を行った。また、令和2年度においては、新型コロナ感染拡大の中、ブラジルの日系人経営の病院に対して医療機材の整備を行うなどした。

(平成30・令和元・2年度：無償資金協力事務費(達成手段⑤)、経済協力評価調査(達成手段⑦)、NGO活動環境整備(達成手段⑨)、現地ODAタスクフォース業務(達成手段⑩)、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費(達成手段⑪)、民間援助連携事務費(達成手段⑫)、経済協力情報管理関係経費(達成手段⑬)、海外技術協力推進団体補助金(達成手段⑭)、開発協力白書編集等(達成手段⑮)、国際機関との連携等(達成手段⑯)、経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費(達成手段⑰)、令和2年度：経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金(達成手段⑳)、経済協力開発機構・開発センター分担金(達成手段㉑)、経済協力開発機構・開発センター拠出金(達成手段㉒))

【測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進】

国際協力に関する講座に関しては、ODA出前講座を中心に平成30年度からの3年間で95回実施した。令和2年度については新型コロナの拡大もあり年度前半は実施回数が伸び悩んだが、オンライン開催に切替え後、要望が相次いだ結果、年度後半については昨年度同様の実施回数を維持することができた。参加者アンケートでは、ODAの意義や取組に対する理解が深まったといった回答が多く寄せられ、教育機関を中心に開発協力への理解促進に一定の成果を挙げた。また、グローバルフェスタ JAPAN や EARTH CAMP 等の親しみやすい国際協力イベントを継続的に開催し、気軽に国際協力に触れる機会を提供した。

開発協力コンテンツとしては、平成30年より「鷹の爪団の行け! ODAマン」シリーズを起用し、国際協力の主要分野における取組を分かりやすく解説する動画を用いて情報発信を行った。動画は首都圏のトレインチャンネルにて放映されたほか、Youtube上の延べ再生回数は136万回を超え、若い世代を中心に開発協力への理解促進に貢献した。

SNS、メルマガ及びODAホームページを用いた広報活動についても不断に行い、令和2年10月に行われた「外交に関する世論調査(内閣府実施)」では、今後の開発協力のあり方に関する調査結果において「積極的に進めるべき」及び「現在程度でよい」という肯定的な回答の合計が平成30年度の80.2%から令和2年度の85.7%へ5.5ポイント増加し、国際協力の広報活動に携わる一組織として、日本の開発協力に関する取組を広く伝達し、支持や理解の促進に貢献した。

(平成30・令和元・2年度：開発協力の理解促進(達成手段⑥)、経済協力評価調査(達成手段⑦)、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費(達成手段⑪)、経済協力情報管理関係経費(達成手段⑬)、開発協力白書編集等(達成手段⑮)、在外公館広報活動基盤整備費(達成手段⑳)、平成30年度：草の根無償の理解促進に必要な経費(達成手段㉑))

【測定指標6 国際協力事業関係者の安全対策の強化】

外務省においては、初動対応マニュアルの整備、JICAにおいては緊急事態対応のオペレーションルームの開設など態勢整備を図るとともに、事業関係者に対する安全対策研修及び情報発信を継続的に実施し事業関係者の危機管理意識向上に寄与した。JICA安全対策研修については、平成28年10月の研修開始以降、延べ27,296人(内訳：渡航者向け4,197人、管理者向け591人、テロ対策実技訓練2,035人、ウェブ版20,473人)が参加しており、平成30年からは企業・団体の安全管理責任者/担当者向けに新たに「管理者向け」研修を導入するなど、研修メニューの拡充を図ってきた。また、令和2年度はコロナ禍の影響により、対面式での各種安全対策研修の実施が困難となったが、令和元年10月より新たに導入した安全対策研修(ウェブ版)やオンライン形式での研修に感染症防止対策のコンテンツを追加するなど内容の充実化を図るなどして実施した。

こうした不断の努力を通じ、緊急事態に対応する上での体制の整備や国際協力事業関係者の危機管理意識向上を進めたことは、新型コロナへの対応においても効果を発揮した。新型コロナの感染拡大を受け、JICA海外協力隊や専門家等を含め多数の国際協力事業関係者の退避及び渡航等の複雑なオペレーションが発生しており、例えば令和2年3月末から4月末にかけて、約6,000名の事業関係者を本邦に帰国した。このような短期間での多数の関係者の移動を可能とするに当たっては、平時より整備されてきた情報収集や意思疎通の体制、マニュアル等の存在が重要な役割を果たしたと考えられる。また、コロナ禍においても国際協力事業を継続する上で、新型コロナ感染事例発生時の緊急対応シナリオの検討や、感染情報の収集・分析のほか、引き続き感染症以外の通常の危機対応が疎かにならない

ための体制整備など、国際協力事業者の安全確保のための取組を進めた。

【測定指標 7 主要個別事業の事後評価結果】

個別事業の評価において総合評価がAまたはBとなった割合は平成30年度には76%、令和元年度には78%、令和2年度には89%であり、引き続き更なる成果が期待される。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は、昭和29(1954)年以降一貫して政府開発援助(ODA)を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の自立的発展に向けた自助努力を後押しするとともに、感染症、環境・気候変動、大規模自然災害、エネルギー等の地球規模課題の解決にも取り組んできた。各種の課題を克服しつつアジアで最初の先進国となった我が国が、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を通じ、アジア諸国等の成長を支えてきた長年にわたる歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得てきた。我が国が有する経験、知見及び教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に資するものであり、国際社会が我が国に寄せる期待もますます高まっている。このような国際社会の期待に応え、責任ある主要国として、国際社会の抱える課題にこれまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に課せられた重大な責務であるとともに、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとするためにも必要かつ重要な役割である。我が国がこれらの責務、役割を果たす上で、開発協力は最も重要かつ効果的な手段であり、「未来への投資」としての意義もある。以上を踏まえれば、開発協力の推進を通じ、国際社会の平和、安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献しようとした協力を通じることにより、直接的、間接的に我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献するという施策目標は妥当であり、引き続きこの目標を維持し、その達成に向けODAの戦略的活用を行うことが重要である。

【測定指標】

1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

令和元(2019)年6月のG20大阪サミットにおいて、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性といった要素が含まれる「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されたことも踏まえ、「質の高いインフラ」の普及・実施を一層推進する。併せて産業人材育成やビジネス環境整備、財政分野の能力構築といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、法の支配や航行の自由等を確保するための、海上法執行能力の強化や法制度整備等の分野で協力を行うことで、地域全体の安定と繁栄を促進する。人道支援と開発協力の連携を強化しつつ、平和構築、難民・避難民支援等の協力を通じ、国際社会の平和と安定の実現に貢献する。また、開発途上国によるテロ対策・治安状況の改善への協力等を通じて、海外で活躍する日本人の安全を確保する。

3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

SDGsの達成に向けた「行動の10年」が令和2(2020)年1月に開始するなど、地球規模課題への取組の加速が必要とされており、引き続き、本測定指標の重要性は高いと考えられる。特に、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた保健・医療分野での取組や、気候変動対策、防災等の取組を推進する。なお、本指標においては有償資金協力、無償資金協力、技術協力を中心とした二国間の開発協力について記載し、多国間の枠組みにおける地球規模の諸問題への取組については施策VI-2において記載する。

4 連携の強化 *

グローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。また、我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化するとともに、開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を強化する。さらに、開発協力の担い手の裾野の拡大に向け、JICA海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進する。

5 国民の理解促進、開発教育の推進

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、開発協力を実施することの意義や必要性に対する国民理解を促進するため、開発協力の対外発信を、訴求対象に応じた媒体を活用し、引き続き積極的に行う。

6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

安全対策についてはこれまで着実に取り組んできたが、大規模災害・感染症、政情不安、一般治安情勢、テロ及び事故などリスクは引き続き存在している。これらリスクに係る情報提供や事業関係者の危機管理意識の啓発を一層図っていく。

7 主要個別事業の事後評価結果

国民の税金を原資としている開発協力の実施に当たっては、その効果的・効率的活用に努めなければならない。主要個別事業の事後評価結果を踏まえ評価対象プロジェクトの改善に役立てるとともに、類似のプロジェクトの計画策定や実施の際に活用していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ODAホームページ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>)
- ・ 独立行政法人国際協力機構(JICA)ホームページ
(<https://www.jica.go.jp/index.html>)